# 文 教 厚 生 委 員 会 記 録 <第4号>

平成23年第2回沖縄県議会(2月定例会)

平成23年3月23日(水曜日)

沖縄 県議会

## 文 教 厚 生 委 員 会 記 録<第4号>

#### 開会の日時

年月日 平成23年3月23日 水曜日

開 会 午前10時2分散 会 午後5時50分

場所

第2委員会室

## 議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 3 乙第15号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 4 乙第16号議案 沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正す る条例
- 5 乙第22号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 7 請願第1号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第63号、同第64号、同第78号、同第112号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第105号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第137号から同第139号まで、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第200号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情平成22

年第2号、同第8号、同第23号、同第24号、同第27号から同第33号まで、同第38号、同第40号、同第49号、同第52号、同第53号、同第57号、同第61号の2、同第62号、同第76号、同第78号、同第83号、同第84号、同第95号、同第97号から同第99号まで、同第101号、同第103号、同第104号、同第106号、同第120号から同第123号まで、同第128号、同第129号、同第137号、同第139号、同第143号、同第145号、同第147号、同第153号、同第154号、同第158号の3、同第160号、同第162号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第179号、同第183号、同第185号、同第194号、同第199号、同第200号、同第202号、同第206号、陳情第3号から第6号の2まで、第8号、第10号、第11号、第13号、第17号、第21号、第28号、第30号の2、第34号から第36号まで、第42号から第47号まで、第55号及び第58号

- 8 教育及び学術文化について(東北地方太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応について)(追加議題)
- 9 閉会中継続審査(調査)について

#### 出席委員

委員長 君 赤嶺 昇 副委員長 西銘純恵さん 委 員 桑江朝千夫 君 委 員 佐喜真 淳 君 委 員 仲 田 弘 毅 君 委 員 翁長 政
俊 君 委 員 仲 村 未 央 さん 委 員 渡嘉敷 喜代子 さん 委 員 上 原 章 君 委 員 奥 平 一 夫 君 比 嘉 京 子 さん 委 員

委員外議員 なし

#### 欠席委員

## 説明のため出席した者の職・氏名

育								金	武	正月	人郎	君
<b>て</b>	育	指	導	統	括	監		大	城		浩	君
3		務		課		長		前	原	昌	直	君
<u>į</u>		設		課		長		石	垣	安	重	君
Î		利		課		長		田	場	清	志	君
<u> </u>		之 杉	文 教	育	課	長		諸見	見里		明	君
、立学	校	教育	課特別	l]支担	爱教育	了監		大	城	徹	彦	君
Š	務	教	育	•	課	長		上	原	敏	彦	君
	健	体	育	•	課	長		渡嘉	喜敷	通	之	君
涯	当	之 翟	習 振	興	課	長		親	JII		實	君
		化		課		長		大	城		慧	君
	。 立 立 学	<ul><li>立 学 務</li><li>健 等</li></ul>	育 務 設 利 老 育 教 健 学 教 健 学 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	有	育導育導指務設利校教点立学支教別方表立次支表本要表本要基基基	有指導統       講         有務       課         設       課         設       親         課       課         公学校教育課特別支援教育       課         基次公学校教育課       課         基準       課         基	育指導統       講         議議       課課         報課       課課         報報       課業         資       教育課         基本       教育課         基本       教育課         基本       基準         基本       基本         基本       基本     <	有 指 導 統 括	有指導統括監長       表接         表 務 課       長長         設 課       長長         設 課       長長         武 教育課       長長         本立学校教育課特別支援教育監大       大上渡         基 務 教育課       長長         基 健 体育課       長長          選 課       長 <td>有指導統括監       大城原         大方       八月         大方       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         大方療       大月         大月       大月         大月</td> <td>有指導統括監       大城         書       課         長       田場         最       課         長       田場         最       財         長       日         日       日</td> <td><ul> <li>育指導統括監 大城 昌 芸</li></ul></td>	有指導統括監       大城原         大方       八月         大方       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         一大病療       八月         大方療       大月         大月       大月         大月	有指導統括監       大城         書       課         長       田場         最       課         長       田場         最       財         長       日         日       日	<ul> <li>育指導統括監 大城 昌 芸</li></ul>

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る東北地方太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応についてを議題に追加するかどうか協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

## **〇赤嶺昇委員長** 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る東北地方太平洋 沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応については、休憩中に御協議いたし ましたとおり、議題に追加し、本日3月23日の教育委員会関係の陳情67件につ いての審査終了後に審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案、乙第22 号議案、乙第28号議案の6件、陳情149件及び閉会中継続審査・調査について を一括して議題といたします。

本日の説明員として教育長の出席を求めております。

まず初めに、乙第22号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

**〇金武正八郎教育長** それでは、教育委員会所管の議案について御説明申し上げます。

議案書58ページをお開きください。

乙第22号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、児童・生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数について県立高等学校の4324人を4327人に3人増、県立特別支援学校の1611人を1649人に38人増、市町村立小学校及び中学校の9161人を9296人に135人増、合計1万5111人を1万5287人に176人増に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成23年4月1日からとしております。

以上が、概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** 教員定数増ということになっていますが、多分、例年ずっと 減になってきたのかなと思っていまして、定数をふやすということについて学 校現場で、まあ少人数の指導も含めて重要だと思うのですが、1点目に特別支援学校、ここも定数増になるのですが、特別支援教員の専門の免許状を持っている教諭というのは、この定数1649人のうち何割が免許状を持っている方になるのでしょうか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 平成21年度の実績でございますが、59.4%でございます。

**○西銘純恵委員** 平成21年度はいろいろやりとりをして59.4%と聞いたのですが、新しく支援教育をどう進めるかということで、やはり専門的に教育ができる体制をということで議論をしてきたと思っているのですよ。ですから今年度、免許状取得者をどれだけふやしてきたのか、新年度は教諭もふえるが免許状取得率というのはどれだけになっているのか、そういうのも既に皆さんは計画をしているのであれば、何割まで引き上げられるということも含めて答弁していただきたいと思うのですよ。

〇大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 特別支援学校教員免許状の保有率ですが、平成22年度は県全体として目標値を70%に設定いたしました。先生方は、県教育委員会が企画しています夏期認定講習―これは夏期休業期間中に琉球大学を中心とした講座でございます。夏期認定講習、それから放送大学等々を受講いたします。その中で、県教育委員会としては70%の目標値を設定しています。今年度の最終数値については、単位を取得して免許を県教育委員会に申請するという手順がございますので、最終的には平成21年度59.4%から若干上がるものと想定をしております。

**○西銘純恵委員** 目標値70%ということは、やはり1年間で相当引き上げる努力をという決意をされたと思うのですよ。だけど今の答弁では、特別支援学校の先生の数も前年度に比べてプラス38人とふえるが、免許状取得率については若干という表現をされたものですから、その若干というのが大変心もとないということを感じまして、70%目標が達成できるのか、4月からの教育にほぼその70%取得の状況で指導できるのか、そこら辺についてお尋ねしたいのです。もし若干ということであれば、どれぐらいということで見ているのかですね。

〇大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 免許状の取得率の目標値70%と設定してありますが、特別支援学校に赴任される先生方は、例えば新規採用職員

一次年度は38名を予定しているようですが、それから人事異動等で普通学校から赴任される先生方等もございます。そういった中で、まだ計画交流等で特別支援学校に赴任される先生方の中には、全くこの特別支援学校教員免許状の単位を取得していない先生方も多数おられます。そういった中で、新しく特別支援学校に勤務される先生方のほとんどが単位を未履修、未習得の先生方が多いものですから、目標値は70%と設定しているのですが、なかなか毎年の取得率の増が微増にとどまっているという状況でございます。県教育委員会としては、そういった先生方に対してもやはり専門性は大事だということで、先ほども申し上げました夏期認定講習等の受講の督促をしております。

**○西銘純恵委員** 普通学校から異動で初めて特別支援学校に、というのは何割の教員ですか。

**○諸見里明県立学校教育課長** ことしは20名、高等学校から特別支援学校へ交流しております。去年のものが今手持ちにないものですから。

○西銘純恵委員 先ほどの答弁ですが、普通学校から行くし、この割合がなかなか引き上げられないというものは1649人というこの特別支援学校の教員数からすれば、新しく20名の方は免許を持っていないと言われても、割合としたら本当に微々たるものなのですよ。だから理由にならないのですよ。今、特別支援学校で勤務されている方がきちんと専門性を持って、ましてや発達障害やいろいろな障害の重複とか困難になっている状況があると思うのです。それで私はこの目標値70%と決めたのが達成できない問題を指摘するのですが、できなかった原因はどこにあるのか厳しく分析をされて、目標値が例えば今年度また70%までに持っていくということであれば、やはり達成される努力をやったのかどうかというのが問われると思うのですよ。そこを指摘したいと思います。もう一つは特別支援学級について、平成22年度の5月現在で、小学校で310学級、中学校で134学級ということでしたが、新年度はふえる状況があるのでしょうか。普通学校における特別支援学級です。

**〇上原敏彦義務教育課長** 平成23年度は、同意しました学級数は472学級となっております。

○西銘純恵委員 小学校、中学校で答えていただけますか。

**○上原敏彦義務教育課長** 小学校323学級、中学校149学級、合計472学級でございます。

○西銘純恵委員 毎年ふえ続けていますよね。それで私は去年も特別支援学級の担任をやった友人の話をしたのですが、もう定年間際で主任もされたり、教育歴も長いし、ある意味では教育に自信と誇りを持っていた方が特別支援学級を初めて持たされて、結局3カ月で病休に入ってそのままやめたのですよ。だからそういう状況は、学級そのものが1人の教師ではなかなかできない、生徒がマンツーマンでも厳しい状況があるかもしれない、でも複数ある学級に教師が1人配置にヘルパーという状況がありますが、そういう特別支援学級を任される教師に専門的な一医者との学習とか、専門的なと言ったらいろいろとても複雑だと思うのですよ。そういう力量を高めるための教師の研修、それがおくれているということをとても感じるのですよ。特別支援学級が1年間でこんなにふえていく、30学級近くぐらいふえていますよ。だからそういう意味では、本当に急速にそういうような研修とか人員体制−1人では足りない、2人とか、この学級に充てる体制も研究されて、教員定数を見ていくべきではないかと思うのですが、これについては考え方はいかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 特別支援学級の担任につきましては、やはり各学校で免許状を持つ、持たないにかかわらず、すべての教員で基本的に担当することを方針としております。しかしながら専門的な知識とか、一人一人のニーズにおいた対応をするためには、やはり特別支援に対する教育の知識も必要ですので、それにつきましては、平成19年度から始まりました理解啓発事業等で、まず校内委員会を設置して、その先生1人でやるのではなくて、学校全体でその先生を支える、そして各学校に特別支援学級のコーディネーターを置いて、その人とも調整をしながら支援をしていくと。そしてさらに教育事務所、管内には支援チーム、スーパーアドバイザーとかそういうものを置いて学校を支援していくという形で今支援をしております。しかしながら、いろいろな形で特別支援の子供たちの授業をしていく、支えていくというのは、普通の子に比べていろいろと大変な面がありますので、私たちとしては今後ともいろいろな面で支援をしていきたいと思っております。

**○西銘純恵委員** コーディネーターとおっしゃいましたが、校内委員会そのものが機能しているかということも含めて教師は多忙なのですよ。コーディネーターは単独で、コーディネーターという身分で他の仕事と兼務しないでいるの

かどうか、そこも問われていると思うのです。そういう配置になっていますか。

- ○金武正八郎教育長 西銘委員が指摘なさる部分については、まだまだ学校として校内委員会、それからアドバイザーがしっかりと機能するということについては課題がございます。それについては、特に私どもとしてもいろいろな面でサポートしております。もう一つは特別支援学級の担任は、その子はそこにいるのではなくて親学級というのがありますので、その親学級の、例えば4名いれば4名の親学級がありますので、そこの担任4名と連携をしながら進めていますので、そういう連携をしながら支援をしていくということを私たちは取り組んでおります。
- **○西銘純恵委員** コーディネーター、アドバイザーですが、やはり単独でその職種として配置をするということは重要になっていると思いますから、そういう職歴といいますか、職種として定数に持っていくような立場を政府にも、国にも上げていくべきだと思うのですよ。そうしないと、兼務で実際は機能できないという今の実態は解決できないと思いますが、それについてはいかがでしょうか。
- **〇金武正八郎教育長** 特別支援学級が各小・中学校でしっかりと充実させるためには、やはりそういう方向性も必要だと思いますので、それにつきましては私たちもいろいろ検討して、文部科学省等にいろいろな形で発言をしていきたいと思っております。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。上原章委員。
- **〇上原章委員** 今回、176人の増ということで、この背景をお聞かせ願えますか。今回ふやした理由というか、これだけの増員が図られたのは。
- ○金武正八郎教育長 増員は小学校1年生が40人学級から35人学級に見直されて、そこで定員がまずふえたということ、それから小学校は生徒数は少なくなったのですが、その1年生の40人学級が35人学級になったために、今まで40人で査定していたものが35人になりましたので、60人ぐらいふえたということです。全体的には生徒数は減ったのですが、差し引きふえたということが1つ。そしてもう一つは、中学校は生徒数がふえたということでふえております。あ

と1つは、例の臨時的任用教員を本採用にして2倍から3倍に採用をふやした ので、加配定数を二十四、五名ぐらいですか、それだけ多目に文部科学省から いただいたということが主な原因です。

**○上原章委員** 今回、国が全国的にこの少人数学級を推進するということで、 今後8年間ですかね、やるということだと。今後、平成23年度はこういう形で ふやしていくということなのですが、それ以降はどういった予定をしておられ るか、答えられる範囲でお願いできますか。

○金武正八郎教育長 国の計画ではあと6年間でですか、中学校3年生まで35人学級をやりたいと。その後はまた1年生、2年生について、30人学級に向けたいということで計画はしております。県はその国の35人学級という少人数学級を踏まえながら、さらに加配の定数─加配をふやすことと、それから財政的措置を文部科学省に求めて、少人数学級について今後とも取り組んでいきたいということです。

**○上原章委員** ということは、例えば平成24年度は、今回の平成23年度はこれだけふえたのと同じぐらいのふえ方になるということではないのですか。先ほどの加配の件もありますが、今後、国がこういう形で少人数学級を複数年かけて取り組むと。これを受けて、県はそういった年度計画というのは立てていないのですか。

○金武正八郎教育長 国がまず6年程度で35人学級を目指しておりますので、私たちも少人数学級を知事公約として今やっておりますので、それとともにまた少人数学級を早目にやっていきたいと思います。ただ、今回も1年生、2年生までやる予定が、1年生だけにしかならなかったということもありますので、来年また本当に2年生までできるかどうか、今の震災とかいろいろな状況とか、財政的な問題もありますので動く要素はありますが、ただ、私たち県教育委員会としましては、少人数学級を中学校3年生までできるだけ早い時期に、国の動きと共に、そして文部科学省に加配定数をさらに要求していくことを合わせながら、とにかく中学校3年生までに少人数学級を実現するよう取り組んでいきたいということでございます。

**○上原章委員** ぜひですね、国が明確にこの年度、年度でこれだけふやしてい こうと、また沖縄県の場合は、全国と比較しても生徒、子供たちが多い県であ りますから、実際は中学校3年生まで沖縄県のこの少人数学級をどういう体制で組むかは、私はもうしっかりと年度計画を立てて、それは毎年の明確な目標値を立てて取り組むべきだと思うのですが、これはそういった国に合わせた年度計画は立てる予定はないのですか。

- **〇金武正八郎教育長** これにつきましては、今後、国の計画を次年度、ちょっと見ながら、県としてもつくっていくことはやはり必要だと考えておりますし、またつくりたいと思っています。
- ○上原章委員 今回、176人一特に小・中学校、特別支援学校がふえているわけですが、先生方がふえるということは、まあ先ほど子供たちが少し減っているという話もありましたが、今回のこの176人の増員を受けて、実際に学級はふえていくのか、実際にこの小・中学校別に特別支援学校も含めて、このクラスの増減を教えてもらえませんか。
- ○金武正八郎教育長 プラス・マイナスいろいろあるのですが、平成22年度の学校職員定数条例と比較しますと、1 学年が59学級の増、2 学年が1 学級の減、3 学年は4 学級の減、4 学年は8 学級の減、5 学年は4 学級の増、6 学年は7 学級の減、合計43学級の増となっております、小学校ですね。中学校が1 年生が13学級の増、2 年生が13学級の減、3 年生が3 学級の増ということで、合計3 学級の増となっております。
- ○上原章委員 普通学校にある特別支援学級もわかりますか。
- **〇金武正八郎教育長** 先ほど申し上げましたように、小学校が13学級、中学校が16学級ですか、合計で29学級ふえております。
- **○上原章委員** 特に小学校1年生と中学校1年生がふえているのがわかるのですが、これは学級ごとに、ほかはむしろ減というこの辺の背景は、あくまでも1年生を今回多くした理由があるわけですか。
- ○金武正八郎教育長 中学校におきましては、前年度の中学校1年生と今の小学校6年生と比べたら、小学校6年生が約1000名多いということで、つまり小学校6年生が中学校1年生になって、現在の中学校1年生よりも人数が多いものですから学級数がふえたということです。

小学校1年生は40人学級から35人学級に国が見直したということで、そういうことで59人ふえるという計算になります。

○上原章委員 最後に、私が本会議でも質問をした普通学校における特別支援学級の下限の問題、これはぜひ国の法律そのものは8人という上限は置いているものの、本来、子供たちに合わせて、各都道府県で上限をむしろこの現場に合わせて下げていく方向で主張しているわけですよ。ですから、例えば沖縄の場合は離島とか5人以上の子供たちというのは、なかなか学年ごとに、もしくは新年度ごとにそんなにあるわけではないわけですが、2名とか3名といっても、これは学級として設置する必要があると思うのですよ。ですから本会議で教育長は、あくまでも原則は原則で、現場に合わせていろいろと特例はやっておりますと、結構な数字の報告もありましたが。であるならば、下限というのは本当に必要ないのではないかと。1人でもこの特別支援が必要な子供たちのためには、クラスをつくる必要があるのではないかと思いますが、どうですか。

○金武正八郎教育長 特別支援学級の設置につきましては、市町村との合意事項で5名を目安にして、5名がいれば1学級設置しましょうということで合意をしておりますが、このお互いの合意事項も合意してから長い間たちますし、やはり特別支援教育が平成19年度に始まって、いろいろな形で見直しが行われていますので、今、上原委員がおっしゃる件につきましても、これをどうするのか、そういう区切りをなくすのか、私たちとしては今現在の5名をとにかく見直して、定員を下げていくという方向で一応検討しようと考えていますが、それも含めて次年度、いろいろな方々の意見や市町村の意見も聞きながら、そういう形で改善をしていきたいと思っております。

○上原章委員 実は市町村からこの声があるのですよ、学校現場から。当然、小・中学校は各市町村教育委員会の管轄でもあると思うのですが、県が決めた下限という部分でできませんと、むしろそれを理由にしているというところがありまして、ぜひ現場の声を聞いていただいて、それなりに現場に応じて対応はしていますと本会議ではおっしゃっていましたので、あえてこの一文を入れる必要があるのかなと。実際いろいろな背景が一これも相当、大分前に決められたことですから、ぜひ直していただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡嘉敷喜代子委員。

- **○渡嘉敷喜代子委員** 確認したいのですが、これまでに小学校1年生、2年生については30人以下学級ということでやってきましたが、国の施策で35人学級となると、これから沖縄県もその35人ということに設定するのですか。
- **○金武正八郎教育長** 県知事も新たに、再選されたときの公約が少人数学級の環境を整えていくということですので、少人数学級─30人学級と言わず、少人数学級を私たちは中学校3年生まで取り組んでまいりたいと思っています。
- ○渡嘉敷喜代子委員 これは本当に後退しているのではないかと思うのですよ。11月の選挙では30人以下学級ではなくて少人数学級に公約を改めたということで、では35人学級にしましょうと。国の施策に本当に乗っかった形になっているのですよ。4年前の知事の公約で、30人学級に持っていくということを打ち出して、それで走り出しているにもかかわらずこの4年間ですね、それを国が35人学級にしましたからといって、ではそれにやっていくというのは、これはもう後退でしかないと思うのですよ。おかしいのではないですか。
- ○金武正八郎教育長 少人数学級は、私たちとしては数字的に言えば39人以下ですし、30人も含めますし、35人も含めるという形で認識しております。
- ○渡嘉敷喜代子委員 この30人以下学級にするために、空き教室のある学校についてはそれに対応していきましょうと、空き教室がない学校については、それができなかったという状況もあるわけです。宜野湾市の場合には過密校があって、今度建てかえのときにそれを30人学級にしていきましょうということで、宜野湾市長もそれを公約にしてやってきたのですよ。そういうことであれば、ではこれもまた35人学級にやっていくのか、そのあたりの整合性はどうなるのですか。
- ○金武正八郎教育長 小学校1年生、2年生につきましては、私たちはこれまでどおり30人学級を実施してまいります。3年生以上につきましては、少人数学級を通して私たちは進めていくということでございます。今、渡嘉敷委員の御指摘のある件につきましては、市町村でも県の意向を伺わずに30人学級もできるという形で今回、法令も少し改正されましたので、市町村のそういう裁量も出てきますので、そういうところの面は市町村も動けるものと思っています。

- ○渡嘉敷喜代子委員 もう一回確認します。今まで進めてきたすべての小学校においての1年生、2年生の30人学級を実施してきました。そのことをそのまま進めていくということで、あと3年生以上について、35人以下学級、30人学級とする、国の施策を進めていくということになるのかどうか確認したいと思います。
- **〇金武正八郎教育長** それにつきましては、30人学級も含めて検討してまいりたいと思っています。
- ○渡嘉敷喜代子委員 答えになっていないですよ。今まで進めてきた小学校1年生、2年生についての30人以下学級に対してはそのまま進めていくと、3年生以上については国の施策での35人学級にしていくということなのかどうかなのですよ。
- ○金武正八郎教育長 国の施策も踏まえながら、そしてこれプラス私たちも別の形で加配定数を国に要求し、財政措置も文部科学省に要求をして、少人数学級─30人学級、35人学級、どこにするかについては、今後検討してまいりたいと思っております。
- ○渡嘉敷喜代子委員 もう一度確認します。今まで進めてきた1年生、2年生の30人以下学級を進めてきましたね。今走っていますよね。その学年はそのまま維持していくということですよね。それもしっかりと進めていくということですよね。わかりました。それで、今回のその増員についてのことなのですが、これは臨時的任用とか非常勤とかの職員は入っていないわけですよね、今回の増員については。これは全く別枠ですよね。
- ○金武正八郎教育長 今回、135人の一この中には加配定数もございますが、純粋に、これは正式な定数ですので、ただ、これは本採用することはできませんでした。結局、今回、例の臨時的任用職員の解消で、小学校も合格者も待機者もほとんどすべて本採用にしましたので、もう合格した人がいません。ですから、小学校1年生、2年生以上一あと60名ぐらい、実質的には加配定数もいろいろあるのですが、30名から60名ぐらいふえましたが、それについては臨時的任用職員でしか対応できません、ことしは。中学校はまた教科によって違いますので、教科で採用できるところはしたと思いますが、また待機者がいないものについては臨時的任用職員で対応しています。

- **○渡嘉敷喜代子委員** それでは平成22年度と新年度の非常勤─臨時的任用職員 の推移を教えてください。
- ○金武正八郎教育長 平成22年5月1日現在の小学校の本務教員の数が4187名で、臨時的任用教員が752名で15.2%でした。中学校の本務教員が2700名に対して臨時的任用教員が450名で合計3150人、14.3%であります。これが今回、定数もふえ採用しましたので申し上げます。小学校の本務教員が4254名になります。そして臨時的任用教員が767名で率としては15.3%で、臨時的任用教員がさらに0.1ポイントふえます。中学校は2727名の本務教員で、臨時的任用教員が452名で14.2%、これは0.1ポイント下がります。そういう大まかな数字ですが、今把握している数はそういうことです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 今回、本務で採用したということを言っていますが、臨時的任用教員の率が変わらないということはどういうことなのですか。
- ○金武正八郎教育長 要するに、採用もしましたが定数の増もあったということです。小学校1年生の学級増とか、中学校の教員の増とか、そういうものでふえたということです。ふえて、結局はそのふえた分が臨時的任用教員に回ったと。分母が大きくなったわけです。ですからそういうことであります。今回、文部科学省から新たに来た定数につきましては一135人については、簡単に言えば135人はもう臨時的任用教員でしか対応できなかったということです。本務採用できなかったということです。今回、本務採用したものについては、定数の枠内で本務採用にしたということです。だから文部科学省から来なければ、それだけの分は減って率が上がる予定でしたが、さらに文部科学省から人数がふえましたので、定数がふえましたので、このふえた分は臨時的任用教員になるし母数もふえますので、率としてはそう変わらなかったということです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 なぜふえた分が本務採用にならないで、臨時的任用職員として対応していかなければいけないのかということがよくわからないのですよ。それだけ必要だから、臨時的任用職員としても雇うわけですよ。これは全国に比べても何ら変わってこなかったと、これまでもそうでしたよね。ということはどうなのですか、これからの沖縄の教育が、こういう臨時的任用の教師が従来どおり変わらないということであれば、今後も本当にどういうことになるのかなという思いがするのですよ。

○金武正八郎教育長 今回、臨時的任用教員を小学校、中学校は2倍から3倍に採用をふやしました。大まかな計算でいきますと、大体去年よりも150名から200名ぐらいふえたと。それに対して、国から135人もらってきたということですから、差し引き50人ぐらいは本務採用になったということで、50人の分だけが率としてふえたということなのです。ですからなぜ臨時的任用職員だったかというと、今回、大幅に採用しました。待機の方々も、もう小学校はほとんど待機に何名かいるぐらい、ほとんどもう既に採用です。ですので国から135名来ても60名来ても合格者がいませんので、もう臨時的任用職員での対応しかできません。しかし、これにつきましては、また今後の計画の中で定員をしっかり確保して、これまでのように臨時的任用職員がふえないようにちゃんと計画の中に入れて、本務採用を確保できるように取り組んでまいりたいと思っています。

**○渡嘉敷喜代子委員** ということは、その50名本務採用になった、その50名が 試験に受かったということで、あとの人はそういうことではないということな のですか。

**〇赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、金武教育長から平成22年度に待機者を含めかなりの人数を 採用したので、現在、待機者がおらず本務採用できない状況であり、 新年度はやむを得ず臨時的任用職員で対応し、その翌年度以降に計画 的に本務採用を進めると補足説明がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。 仲村未央委員。

- **〇仲村未央委員** 今の関連ですが、待機者と言われる方々は何年待機していたのですか。
- **○金武正八郎教育長** 長い方で3年から4年ぐらいだと思います。早い方で1年です。

- **〇仲村未央委員** その臨時的任用職員で3年から4年ということの、臨時的任 用の法の根拠は何によるのですか。
- **○諸見里明県立学校教育課長** 待機制度というのは、全国的にもまずないか、 少ないと思います。ただ、根拠規定は沖縄県で実施要綱をつくりまして、待機 ができるような仕組みをつくっています。
- **〇仲村未央委員** だからその規定が合法であるということの裏づけとなっている法律があるでしょう。地方公務員法なの、何なんですか。そこをもう一度。
- **○金武正八郎教育長** 待機は法的に根拠はございません。待機は基本的にはできませんが、ただ、他都道府県は合格したらその年度で採用がなければもう一回試験を受けるという形でやっております。本県は、合格した人で今年度もし採用がない場合には、もう一度面接試験をして、もう一度登載名簿に載せるという制度をやっております。これは全国でも沖縄県だけだと思っております。
- 〇仲村未央委員 皆さんが人事委員会に承認を求めているその地方公務員法第 22条の規定に基づく臨時的任用職員の数、実績でいいですから、平成22年度は 何名を人事委員会に承認を求めたのですか。
- **○諸見里明県立学校教育課長** 教員の定数とか採用につきましては、人事委員会の承認事項ではございません。臨時的任用職員もそうです。
- **〇仲村未央委員** 皆さんが今いう沖縄県独特の手法としてとってきたこの待機制度ですが、これは皆さんの今までの、なぜ待機をさせるのかという理由がありましたよね。それを言ってください。
- **〇諸見里明県立学校教育課長** 本県は他都道府県と違って、離島県であるがゆえに、離島でのこの臨時的任用職員の配置が難しくてちょっと多目にとるとか、それから県内でもこの臨時的任用職員をちょっと多目にとっておきたいという、そういう考えもございました。
- 〇仲村未央委員 いや、もっと臨時的任用職員である間の主体的な意義を、これまでに皆さんは臨時的任用当事者に説明してきたでしょう。つまり、本務になるまでの課程の中で臨時的任用を通じて、臨時的任用職員をしなさいと言っ

て断った場合、断らない場合という具体的な皆さんの中の、先ほど言った規定 みたいなものがあったでしょう。これは何の意義があったのかということを聞 いているのですよ。つまり、臨時的任用をもし受けなかった場合の、その本務 採用に与える影響とかそういうのも含めて、皆さんは臨時的任用職員に対して そういう指導というか、これから教員になろうとする人たちに対して、何らか の臨時的任用職員であることの意義も含めて説明してきたのではないですか。

○金武正八郎教育長 臨時的任用職員につきましては、今、県立学校教育課長からもありましたように、これまで沖縄県が離島県であるということで、なかなか臨時的任用職員を探せないと。特に高等学校とか中学校は専門教科等ですので、理科とか数学というのは大体採用が多くて控えがいなかったということとかあって、なかなか探せなくて、数学を他の教科の人が持つとかいろいろありました。そういうことを踏まえていろいろな形で臨時的任用をやっていますが、ただ、臨時的任用については、沖縄県は普通の一先ほども申し上げましたように、他都道府県はこの年で採用できなければリセットして、もう一度受験をすると。ただ、沖縄県の場合は、臨時的任用職員を1カ月以上まずするということと、そしてもう一度面接を受けて、そこで再登録をしてもらうという形で、制度的にはそういう形でやっております。ただ、全国的には沖縄県が独特でこれをやっていて、全国ではそういう制度はなくて、とにかく全国は教員をなかなか受験するのも少ないということがあります。本県はまた受験生が多いということもありますので、沖縄の特殊性みたいなものもあると思います。

○仲村未央委員 以前にこのことで説明を求めたときに、その臨時的任用というものに対して求めに応じないといけないという、採用待機者の中の物すごいプレッシャーがあるわけですよ。つまり拒否したり、臨時的任用職員の経験がない者は本務に採用されないという、そういう位置づけの中でこれは運用されてきているわけです、実際。臨時的任用職員の経験者─つまり研修システムのように、この臨時的任用職員の待機の時間というのを皆さんは活用していたわけですよ。それは今言うように、沖縄は受験生も多いし、ストックがきくという市場、つまりまだ皆さんは買い手が求めたときには幾らでもストックがいるという状況の中で、うまくその臨時的任用システムを使って、それをいつでも都合のいいときに、はい、次はどこの学校、はい、次はどこの学校、はい、何カ月とこういうことができたわけです。今回、その採用者も全部入れてもう足りないぐらいということになったときに、これまでとってきた沖縄県独自の臨時的任用システムというか、その制度をこれからはなくしていくのか。それは

やはり今までの待機者からすれば、今までの運用からすると一気に採用されたということになると、不公平感もやはりあるのですよ。だからそこはどういう姿勢で、今後、運用していくつもりなのか、この独自のシステムのよい面、それからよくなかった面、こういうものを検証して進まないと、説明責任が問われると思うのです。いかがですか。

○金武正八郎教育長 今、仲村委員がおっしゃったことについては、本当に今回、幸いにというのですか、臨時的任用職員の待機者が小学校はなくなりました。やはりこれは前々から課題がありまして、文部科学省等からも沖縄県はこれはどういう形なのかという指導が何回も入っているのは事実でございます。ですので、よい機会ですので、ぜひ今回、小・中学校についてはできるだけ待機者を必要最小限一例えば、何名かをとっておかないと離島に行けないとか、そういうのがございますので、せっかく150名の待機者から1けた台になりましたので、できるだけそういう制度はなくすような形で、方向を修正しながら、ただ、高等学校については今回、加配定数の改善がございませんでしたので、まだ待機が二、三年はあります。そこもできるだけ詰めていって、改善する方向に行きたいと思います。望ましいことではないと私は思っています。仲村委員がおっしゃるように、しっかりと待機がないように、やはり合格したら採用すると。やむを得ない場合は1年待機していただくと、そういう方向性で検討してまいりたいと思っています。

**〇仲村未央委員** 今の教育長の見解というのは、沖縄県の教育委員会、教育庁 自体がとってきた人事システムですね。本当に大きな方針の転換に当たると思 うのですよ。ですので、ぜひ現場にそういったことがきちんと説明される、そ して受験生に対しても、こういったことだったがというところを説明責任を果 たしていくというのは、とても今大事なことだと思いますし、それによってま た培われた部分ももちろんあったと思います。だからそこは転換なら転換で、 そこをきちんとけじめをつけて次に持っていくということをされたほうがいい かなと思っていましたので、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

### ○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外66件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

**○金武正八郎教育長** 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申 し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情67件で、内訳は継続59件、新規8件でございます。

継続審査となっております陳情59件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

説明資料の16ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成21年第65号の沖縄ろう学校を単独型の聴覚特別支援学校として存続 を求める陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

県立特別支援学校編成整備計画における沖縄ろう学校関連計画につきましては、沖縄ろう学校を複数障害種に対応する特別支援学校とすることとしておりました。これまで沖縄ろう学校の保護者等と4年にわたり話し合いを続けていく中で、複数障害種対応の学校になることで教育の専門性や静かな環境が確保されにくいといった懸念や、聴覚障害者のよりどころとしてのろう学校の名称がなくなってしまうことへの不安の声がありました。一方では、美咲特別支援学校が抱える過密化や広域通学区域といった課題に対して、行政として対応策を示す必要があります。こうした状況を受け再検討を行い、従来計画から、沖縄ろう学校を聴覚障害のみに対応する特別支援学校として存続させ、同敷地内に美咲特別支援学校の分校を設置することに変更しました。分校の設置により美咲特別支援学校の課題を解消する一方、沖縄ろう学校の名称は引き続き残ることになり、それぞれの学校が独立して設置されますので、教育の専門性や静かな環境が確保されるものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者等と意見交換を続けながら、計画を推進していきたいと考えております。

次に、説明資料の52ページをお開きください。

陳情平成22年第28号の子どもにこたえる学校図書館を求める陳情の処理方針 について、次のとおり変更するものであります。

児童・生徒の豊かな感性や情操を育む学校図書館教育の充実において、これまで学校司書が果たしてきた役割は大きなものがあると考えております。県教育委員会としましては、学校図書館教育のさらなる充実に向けて、学校司書の退職不補充を見直し教職員定数の改善に努めました。平成23年度は、定数を22名増員し、すべての高等学校60校と特別支援学校8校にそれぞれ1名、合計68名の常勤の学校司書を配置する予定であります。さらに、特別支援学校においては、本校7校に新たに週35時間の非常勤職員を配置し兼務を解消しました。また、定時制課程においては、泊高等学校以外未配置であったすべての定時制課程に新たに週20時間の非常勤職員を配置する予定であります。県立学校図書館予算につきましては、学校図書充実事業で例年4200万円程度を計上しております。

平成23年2月議会においては、新たに約7200万円の補正予算を計上し、拡充 を図っているところです。なお、学校司書の採用試験につきましては、平成23 年度実施に向けて関係機関等と協議してまいりたいと考えております。

また、資料53ページの同第29号については、陳情の趣旨が、陳情平成22年第28号と同じですので、同第28号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の66ページをお開きください。

陳情平成22年第154号の珊瑚舎スコーレ・夜間中学校の運営支援に関する陳 情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

1、2、3 珊瑚舎スコーレは、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々に対し、学びの場を提供しており、重要な役割を果たしていると考えております。県教育委員会としましては、そのような方々へ、学ぶ機会を提供することは、教育を受ける権利、学習権の保障という観点からも大切なことと認識しております。現在、沖縄特別振興対策調整費を活用した戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業として、約1200万円を県の平成23年度当初予算に計上し、国への交付申請に向けて調整を行っているところであります。事業内容としましては、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者の実態を把握し、対象となる方々へ学習希望調査を行うことと、現在、学んでいる方々へ学習の機会を提供するものであります。学習機会の提供に係る支援につきましては、民間の関係機関を対象に公募し、委託する予定としてお

ります。なお、本事業につきましては、新たな沖縄振興のための制度に提言しているところであり、制度にも位置づけて、義務教育未修了者を支援していくことを検討しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の74ページをお開きください。

陳情第6号の2第60回婦人大会宣言·決議の実現方に関する陳情が、社団法 人沖縄県婦人連合会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

3 教科書検定問題については、平成19年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができているものと考えております。教科書検定意見の撤回については、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の75ページをお開きください。

陳情第10号の「国立沖縄青少年交流の家」存続に関する陳情が、渡嘉敷村長 外1名から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

国立沖縄青少年交流の家は、国の施設として、先導的プログラムや指導者養成事業を実施するなど、その果たしている役割は大変重要であると認識しております。また、県内の小中高校生や大学、専門学校など多くの県民等に活用され、青少年の健全育成に大きく貢献しております。さらに、渡嘉敷村においても船舶の利用などの経済効果や研修参加者がリピーターとなるなど、同施設の存在は非常に大きいものがあります。平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画により稼働率の低い施設については地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とするとの方針に対して、平成21年5月に県知事や渡嘉敷村長とともに総務大臣や文部科学大臣、沖縄担当大臣等に直接、存続の要請を行っております。また、平成21年11月の国の事業仕分けにおいて、自治体・民間移管とされたことに対し、平成22年3月に文部科学大臣、沖縄担当大臣、行政刷新担当大臣あて、県知事名で国の施設として存続するよう文書で要請をしております。さらに、国立青少年教育施設の存続について、平成22年5月の九州地方教育長協議

会及び12月の全国教育長協議会において沖縄県教育委員会から強く要望した結果、決議がなされ、国への要請を行っております。県教育委員会としては、今後とも、全国教育長協議会等や渡嘉敷村と連携して国立沖縄青少年交流の家の国の施設としての存続に取り組んでいきたいと考えております。

次に、説明資料の76ページをお開きください。

陳情第30号の2本県の伝統的しっくい赤がわら屋根施工に係る技能の保存・ 継承・発展の具体的施策の実施を求める陳情が、沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同 組合理事長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県教育委員会では、県内に所在する伝統的赤がわらの建造物については、 地方的特色があり、歴史的・意匠的・学術的にその価値が高いとされるものを 文化財として指定し、保存・継承を図っているところです。国・県指定文化財 の建造物は、国・県の補助金により保存・修復の事業を行うことで、積極的に 支援をしております。文化財の修復に当たっては、人材育成やその活用の仕組 みの構築などの観点から、事業実施者に当該組合等の人材活用について、協力 を要望してまいりたいと思います。県教育委員会としましては、文化財保存の 立場から、県の関係機関等と緊密な連携を図りながら、赤がわらに係る技能の 継承、並びに沖縄の伝統文化である赤がわらの保存・継承に努めていきたいと 考えております。

次に、説明資料の77ページをお開きください。

陳情第34号新沖縄振興計画での「幼稚園教育の制度改善」に関する陳情が、 沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 幼児教育は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要なものであることが幼稚園教育要領の中で明確化され、質の高い幼児教育をすべての県民が享受できる環境づくりの必要性が高まっております。本県の公立幼稚園は、歴史的な背景から義務教育に準ずるものと位置づけられ、就学前の1年間は、幼稚園に通うという認識を持つ県民が多く、5歳児の就園率は、全国55.7%に対し、本県80.8%と全国一となっております。また、ほとんどの公立幼稚園が小学校に併設され、幼稚園児と小学生が日々の活動や行事、授業等で日常的にかかわり、幼稚園と小学校の連携が図られている沖縄型幼稚園教育が推進されています。一方、三、四歳児の就園率は、全国平均を大きく下回っており、幼児教育を推進する上での課題となっております。本県は、島嶼地域で大きな産業もないため、人材育成こそ沖縄の発展に欠かせないものであり、そのためには、幼児期からの教育が重要な役割を果たすことから、3年間をしっかり幼

稚園で教育し、小学校教育へつなげていく必要があります。県教育委員会としましては、これらの特色と課題を踏まえ、幼稚園の入園料、保育料、給食費、預かり保育料等の無償化と人件費等の補助について、次期沖縄振興計画の中に制度として提言を図り、沖縄のよさを生かすとともに、小学校就学前3年間の幼児教育を準義務教育化し、全国に先駆けた先導的実践を行い、沖縄型の幼小連携教育を推進していきたいと考えております。

次に、説明資料の78ページをお開きください。

陳情第43号糸満高校校舎改築工事に関する陳情が、社会福祉法人糸波福祉会さわやか保育園理事長外2名から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

- 1 糸満高校改築工事に際しての工事車両等の出入り口は、現在、糸満市道沿いの学校裏門を利用しております。県道側に出入り口を設置する場合、運動場のテニスコート部分を工事車両等が通過することとなります。その場合、工事期間中の体育の授業や部活動に支障が生じることとなり、当該出入り口の設置については同様の理由でPTAから反対意見が出ております。また、当該出入り口の設置費用も多額の予算を要することから対応は困難であります。県では、これまで保育園側に対し、裏門の間口を広げることや大型車両の出入りに際しての安全対策員の配置、及び通園時間帯の大型車両の出入り制限を行うなどの安全対策について説明してまいりました。県としましては、今後とも、保育園側への説明を継続するとともに、連携を図りながら、安全面に十分配慮して改築工事が行えるよう取り組んでまいります。
- 2 電気室の設置場所については、既設校舎との位置関係や運動場の使用に 支障のないこと、また、今回行う改築工事との関係を総合的に検討した結果、 現在の位置に決定したところであります。電気室の高さについては、当該保育 園からの視界をできるだけ妨げないように、当初設計から50センチメートル下 げています。また、電磁波の影響について、当該電気室は、学校施設等で一般 的に使用される受変電設備であり、一般家庭で使われる家電製品から出る電磁 波と比較しても同程度であります。以上のことについては、去る3月2日に保 育園側に説明してきたところであり、県としては、当初計画どおり進めていき たいと考えております。

次に、説明資料の80ページをお開きください。

陳情第44号「沖縄県学力到達度調査」の見直しに関する陳情が、沖縄県教職 員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 本県のすべての児童・生徒に確かな学力などの生きる力を育むことは、

県民の願いであり、本県の発展のためにも重要なことと考えております。次年度は、小学校においては、これまで第4学年において国語と算数で実施していました本調査を、小学校低学年と中学年の学習の定着状況等をより詳細に把握し、児童一人一人に応じた指導を充実させるため、第3学年と第5学年で実施することとしております。また、中学校第2学年において、これまで国語、数学、英語の3教科で実施していました本調査を、実生活で生きて働く、科学的な見方や資料を解釈するなどの活用する力を育むため、理科と社会を加えた5教科で実施することとしております。

2、3 調査の結果については、児童・生徒一人一人の学習の定着状況を把握し、一人一人の学習のつまずきに応じた手だてなどを充実させるとともに、学級、学年、学校の教育活動の充実を図るため、年間指導計画に反映させ、教師一人一人の授業の改善・充実を支援するなど、本調査の目的を踏まえて活用してまいります。なお、本事業の推進に当たっては、本調査から明らかになった課題を改善するため、教科コーディネーターや指導方法等工夫改善担当教諭を配置して、授業づくりを支援したり、授業における形成評価や児童・生徒一人一人の学習の習熟の程度に応じた課題として活用できる形成確認問題等を提供したりすることで、すべての教師が、授業の改善・充実を図り、児童・生徒一人一人と向き合ったわかる授業を構築できるよう支援してまいります。 県教育委員会としましては、今後とも、本調査の結果を詳細に分析し、きめ細かな指導の充実を図り、児童・生徒一人一人に確かな学力などの生きる力を育んでまいりたいと考えております。

次に、説明資料の82ページをお開きください。

陳情第47号「第44回沖縄県知的障がい者教育・福祉・就労研究大会」における大会アピールに関する陳情が、社団法人沖縄県手をつなぐ育成会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

3 県教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対する教育的支援の充実に向け、管理職を初め教員が特別支援教育に関する理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を実施するとともに、学校、保護者、関係機関等へ特別支援教育に関するパンフレット等を配布するなど、理解啓発に努めております。また、各学校においては校内委員会の設置やコーディネーターを指名するとともに、公立小・中学校においては、通級指導教室の設置、特別支援教育支援員の配置、教育事務所への巡回アドバイザー、専門家チームの設置をするなど教育環境の充実を図っております。さらに、平成22年度からは八重山特別支援学校の幼稚部及び寄宿舎の設置、県立高等学校3校に分

教室を設置いたしました。県教育委員会としましては、特別支援教育の理念を 踏まえ、今後とも幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の 充実に努めてまいります。

次に、説明資料の83ページをお開きください。

陳情第55号言語聴覚士の配置促進に関する陳情が、沖縄県言語聴覚士会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

3、4 言語聴覚士等の専門職設置につきましては、学校教育法において明確な規定はなく、本県においては言語聴覚士の資格に基づく採用は実施しておりません。現在、特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化している幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導を行うため、専門的資格を有した言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等と日々の教育活動の中で積極的に連携しているところであります。県教育委員会としましては、今後とも言語聴覚士等の外部専門家と積極的に連携し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡 潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

**〇仲村未央委員** 教育長、77ページの新規陳情第34号、新沖縄振興計画での幼稚園教育の制度改善に関する陳情ですが、心からお礼を申し上げます。立ってお礼を申し上げてよろしいでしょうか、本当にありがとうございます。

本当にこの間、何度も本会議や委員会の中で通じて議論してきたことが、こういう形で文章になって出てきたというのが、今とても感動でそれをお伝えしたくて一番に発言を求めました。

この間に、今、陳情処理方針に出されているそのもののことを、ちょっとお かしいのではないかと思うぐらい言ってきたつもりなのです。今回、幼稚園の 入園料、保育料、それから給食費、預かり保育、こういったことの無償化をき ちんと人件費も含めて、それを国に求めていくということの姿勢は本当に多く の子供たちや親たちも含めて、沖縄の人材育成を本当に圧倒的に優位に立たせ る大変な戦略になると私は思っています。

それから小学校就学前3年間の教育を準義務化という形の中で、これを本当に沖縄の独自の歴史的な背景も含めて物にしていくというこの主体性がこんなに出た陳情処理方針は本当に見たことがないです。今回、陳情処理方針を継続から方針転換されたところを見ても、本当にたくさんうれしいことがあって、これは恐らくほかの委員もみんなされると思うのですが、この間に義務教育化を初め、やりとりの中でかかわってくださった職員の皆さんの誠意を、まずお礼を申し上げて、具体的に質疑に入りたいと思います。よろしくお願いします。

本会議でも質問しましたが、入園料や保育料、給食費、特にこの辺についての財源がおおよそ幾らなのかということでお尋ねをしました。無理に私が試算を出してくださいと言ったので、その数字はあると思うのです。そのわかっている範囲での給食費や、あるいは人材的なことに対する試算、これをまず出していただけますか。

**○上原敏彦義務教育課長** まずは入園料ですが、単価を6000円ととらえまして、合計で7000万円余りです。保育料はこれも単価6000円ととらえまして、合計で7億7600万円で、給食費ですが単価3600円ととらえまして、合計4億7200万円、教材費等が1500円ととらえまして1億9400万円、トータルで一応15億円余りとなっております。

〇金武正八郎教育長 入園料、保育料、給食費、教材費等を入れて約15億円で すね。そして預かり保育が8億4000万円入れて、人件費については今、調整を しているところであります。

〇仲村未央委員 今、沖縄振興の一括交付金で求めている県の総額というのは3000億円といわれていますので、その中において今おっしゃる教育委員会の試算の15億円なり、そしてそれをプラスして人件費を含めて20億円ぐらいになるとすれば、それはまだ1割にも満たない額なのです。そういう中で本当にここに特化して、これは十分に沖縄振興の位置づけの柱の一つとして求めていくということは本当に大きな意義があるし、そしてこれまでの40年間の沖縄振興計画の中で、なかなか手をこまねいて予算が振り向けがなかったところ、ここに圧倒的に次の新しい沖縄振興計画は目を向けるべきだと私は思っています。そ

れで教育長に改めてお尋ねしますが、この処理方針をめぐって、恐らく議論が中でも相当あったと思うのですよ。教育長もこの3月でかわられるということになろうかと思いますが、この件に関して、ぜひ所見とまた決意も含めていろいるな思いを伺えればと思っています。

○金武正八郎教育長 幼稚園に関する件につきましては、今、仲村委員から議 会の中でいろいろとございました、いろいろな意見があってそれも踏まえまし て、それから公明党からも要請についてありまして、ちょうどいいタイミング でいろいろな形でこれもできるという、私たちが後押しをしていただいたとい うことでできると。まさかこの幼稚園が無償化―全国どこでも幼稚園というも のがありますので、沖縄だけということもありましたが、やはりそれは一つの 沖縄の特殊性ではなくて、これから幼稚園教育はとにかく3年間は義務教育に なるのだと、それが沖縄県が5歳児で義務教育化をやっていますから、全国に **先駆けてモデル地域として受けると。決して沖縄が貧しいからとかいうのでは** なくて、これから将来的にはそういう方向だろうという形で文部科学省にそう いう方向性で手を挙げれば、モデルとして指定をしていただけるのではないか なと。そういう期待もあるということと、それからもう一つは、企画部からも これについては積極的に出してほしいという誘いもあって、私たちとしては出 していいなという形に追い風をしていただいたと。それから沖縄振興計画の会 議の中でも、県知事も大きな目玉にしたいということで、県知事もそういう決 意でありましたので、私たち県教育委員会としても非常に大きな期待をしてい ます。ただ、これから乗り越えるところはいろいろあると思うのですが、県知 事も言っていましたが、おろさないでとにかく最後までやればいろいろな形で これが実現するのではないかなと。特に前からおっしゃっていたような幼稚園 教諭の待遇、そういうことも非常に大きな課題ですし、やはり三、四歳児で教 育は決まるのではないかなと。そこをしっかりやれば、小学校につないでいけ るのではないかなと。これは議員の皆さん、いろいろな方々から意見がありま したので、そういう形でこれはぜひ実を結んでいただきたいなと。教育委員会 のみんなもそういう決意ですので、また皆さんからの御支援をぜひお願いした いと思っております。

**〇仲村未央委員** もちろんこれは私だけではなくて、本当に多くの議員が、フィンランド視察調査の報告も含めて、そういった幼児期の大事さ、そしてそれが小学校に上がっていく中でどういう好影響をもたらすのかとか、言ってみればもっと今抱えている課題を拡大させない、あるいはもっと早い段階で手を打

てば、どの子もその可能性が生きてくるということの中で、いろいろな発言を通じてこの処理方針につながったと私も思っています。それでこの沖縄振興の中で位置づけようというときの発信の仕方というのは、今、教育長がおっしゃるように非常に厳しいし、むしろ国のやろうとしている方向は、新システムの中では全くこれと相入れないのです。つまり、幼稚園と保育園を垣根を取っ払っていこうと、むしろ待機児童の解消ということを名目にしながら、幼稚園ということの特化ではなくて、逆に保育園がそこを吸収するような動きというのに対して、今、物すごく沖縄の現状に合わないのではないかということの声がもう各団体、各関係者から上がっているのです。きのうの福祉保健部の処理方針を見ますと、今回この5歳児のことや、あるいは幼児から子供たちのことにかけて横断的なワーキングチームというか、協議機関を設置すると。これは各関係団体も含めて、幼稚園も保育園も入って設置するということだったのです。これについて県教育委員会が臨む姿勢として、この陳情処理方針をもって、その協議会の中でもうんとリーダーシップをとって、沖縄らしいスタイルを確立していただきたいと思いますが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 その件につきましては、県教育委員会だけではなくて保育園等とのかかわりがありますので、福祉保健部とそれから私学は総務部等と連携をとっております。今、仲村委員から提案がありましたことについて、やはり県教育委員会だけでは解決できないものもありますので、特に預かり保育で、午後の預かり保育で保育園とどうすみ分けをするかとか、アウトソーシングするとか、これからいろいろと出てくると思うのですが、いろいろな方々を入れたチームをつくって実現に向けてやる必要があるのではないかと思っています。これから一歩踏み出しますので、総務部、福祉保健部、それから外部と連携をとって、とにかく一歩一歩実現に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

- **〇仲村未央委員** 私たち県議会の側からも後押しを含め、予算の獲得や沖縄振 興の中での位置づけについて大きく支援を続けていきたいと思いますので頑張 ってください。ありがとうございました。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
  渡嘉敷喜代子委員。
- ○渡嘉敷喜代子委員 陳情第28号、152ページについてですが、学校司書につ

いてこのような成果を上げてくださいまして本当にありがとうございます。教 育長、もう置き土産でもやっていただきたいと思ってお願いしましたが、こう 実ったことに対して、そして教育長を初め職員の皆さんが総務部に対してしっ かりと物言いをして、このように実ったということで感謝しております。20年 間学校司書の採用試験がなかったということ、そして10年前後からの行財政改 革の中で本務職員がやめていくと、すべて臨時的任用職員で充てていった、賃 金職員で充てていった、そういう状況の中で、今22名の本務職員がいて、こと しまた10名ぐらい定年退職をしたときに、本当に学校司書が危機感があるとい うことで、2009年の12月からずっと継続して、このことについて皆さんといろ いろな意見の交換をしてきました。そういうことで、これまでこういう状況、 結果に実を結んだことによって、まず特別支援学校が週3回しか図書館があか なかったこと、そして学校によっては賃金職員で充てられている学校について は朝の10時から午後4時までしかあかなかった、そういう状況の中で、かぎの かかった図書館はこれからなくなるんだねという声も聞こえてきました。そう いうことで、本当に学校司書、その図書教育がいかに大事であるかということ も教育庁の皆さんがしっかりとそのことを頑張っていただいて、こういうこと を実らせていただいたことを大変感謝しています。そこでまだ課題はいっぱい あるのですよね。平成23年度から本務採用試験を行うということなのですが、 ことし定年でやめられる人を含めると、60名ぐらいが非常勤職員になってしま うということになるわけですよね。そこで採用試験をやったときに―もう一つ その前に質疑をしたいのですが、現在いる46名の臨時的任用職員の人たちは、 学校司書としての司書教諭の免許は持っているわけですよね。

**○金武正八郎教育長** 基本的には司書免許を持っている方を臨時的任用職員として採用するようにしています。ただ、僻地とか、学校によっては免許を持っている人を確認できない場合には、現在は持っていない方もいるということは聞いております。基本的には免許を持っている方を臨時的任用職員として採用するようにしています。

**○渡嘉敷喜代子委員** では、その46名の人たちのうち、免許を持っていない人たちは何名ぐらいかわかりますか。

**○諸見里明県立学校教育課長** 次年度の採用につきましては、臨時的任用職員 につきましては資格を持っている方を充てています。全員です。ことしも臨時 的任用職員は全部、資格を持っております。今、教育長がおっしゃったように 非常勤職員が離島とかその辺で課題があります。

**○渡嘉敷喜代子委員** 賃金職員とかで雇われている人たちについては、免許を持っていない人もいるわけですよね。それで平成23年度から採用試験を行うわけですが、その人たちが本務職員として入っていくということも可能ですか。

○金武正八郎教育長 来る7月以降、採用試験をやりますので、それに合格して採用するものと思われます。

○渡嘉敷喜代子委員 そういうことで、まだまだ来年にならないと本務職員が ふえていかないという状況も出てくるわけですし、今回、平成23年度に退職で やめる人たちも含めると、60名を本務採用しなければいけないということにな るわけですよね、結果的に。そういうことについてしっかりと、合格者につい ては本務職員として採用していくということで、これからも頑張っていただき たいと思います。

そして次に、ありがとうと言って、またこういうことを言うのもどうかなと 思い、大変申しわけないのですが。81ページの陳情第44号についてですが、や はり小さいころからの図書教育、本を多く読むこと、そのことがすべて緩やか であっても、この子供たちの学力につながっていくということが図書教育だと 思うのです。それでありながら、確かな学力、生きる力というのも、やはり読 書によって培われるものだと私は思います。そんな中で、これまで達成度テス トが4年生だけに行われていたものが3年生から5年生、あるいは中学校にお いては科目もふやしていくという、達成度テストをやるということについて、 子供たちに大変な重荷を背負わせるのではないかなという気がするのです。テ ストによって学力は伸びるものではないという思いがするのですよ。それで、 全国の学力テストをやったときにも一あれは何年でしたか、平成19年度ですか、 あのときに沖縄県が最下位であったということで、ショックで達成度テストは 何だったのかと、全くそれとのかかわりが出てこなかったという反省もあるわ けですよ。そんな中で、またこういう達成度調査を小学校3年生から5年生に 拡大していくというのはどうなのだろうかという思いがするのですが、教育長 の見解をお聞かせください。

○金武正八郎教育長 テストはいろいろな考え方がございますが、私たちのテストのとらえ方は子供たちの達成度、そして子供たちがどこでつまづいているかということをしっかり認識をして、次につなげていくための一つの道具である。

ると認識をしております。このテストが、例えばだれが1番なのか、2番なの かという評価もですね一今、社会にもあるということもありますが、基本的な 私たちの姿勢は、今置かれている子供が、授業した子供たちにどれだけ定着を して、どれだけ課題があって、どこをやるかということをしっかり見きわめる ことがテストだと認識しています。そのために、今回、4年生で実施していた ものを小学校1年生、2年生でどれだけ子供たちに定着しているか、それを3 年生の初めでまずチェックをしてそれでフィードバックをかけて、子供たちが つまづいているところをもう一度見直して手だてをしていこうというために3 年生に入れます。そして3年生と4年生の中学年の達成度、子供たちがどこで どういう成果があって、どういうつまづきがあるかということを5年生の初め に入れたいということで、今回実施をしております。決して子供たちのテスト はテストということで、テストで評価をするということが前提ではなくて、基 本的には子供たちにいかにきめ細かな指導をしていくか、子供たちがどう学力 を上げていけるか、いろいろな形―こういうことを支援するための一つの手だ てとして私たちは認識をしております。ただ、これが渡嘉敷委員のおっしゃる ように、テストでお互いに比較をしたり、教育的ないろいろな面で子供たちに つながらないようにすることは、私たちは努力していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 確かにその達成度調査というのは、この子がどれだけそこまで達成したかということを調査するという目的はわかります。でも、そのテストのための学習をしていっているわけですよね、現場では。そして確かに比較をすることではないが、それは自然のうちに比較になっていくわけなのですよ。私たちはフィンランドの教育を視察してきたのですが、そういうテストではなくて本当に子供たちが小学校で何を学習していかなければいけないのかということをしっかりと教育していく、はぐくんでいくことが大切であって、テストによって絶対に学力にはつながらないということも、現地のほうではそういうことを言っておりました。私もそのとおりだと思います。そしてこれが全国学力テストによって確かにその達成度調査をやったが、それが全然つながっていなかったということも反省しているわけですよ。その上でまたこういうことをやるということも反省しているわけですよ。その上でまたこういうことをやるということが、私はちょっと解せないなという気がするのです。そして今回、そのためかどうかはわかりませんが、教科コーディネーターや指導方法等の工夫改善担当教諭を配置して、ということになっていますよね。この教科コーディネーターというのはだれが当たるのですか。

**〇上原敏彦義務教育課長** 現場の先生方で、加配の先生方が当たります。

- ○渡嘉敷喜代子委員 それから工夫改善担当教諭も、これは2人配置するということになるのですか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** 基本的には2人を大体配置しております。
- ○渡嘉敷喜代子委員 これによって、教師はますます圧力がかかってくるということに、教師の評価にもまたつながっていくということになるのではないかと思うのです。そしてその達成度というのは、その教師が1年間でどれだけその教科で、子供たちがどれだけ履修しているかというのは教師が一番よく知っているのですよ。そして弱い子にはそのあたりも補習していくということをやればできることであって、何でこういうことをテストでやらなければいけないのかということで、どんなものかなという思いがしてならないのですが、答えを聞いても同じかと思いますので次に行きます。

82ページの新規陳情第47号についてお尋ねしますが、これも関連するのでしょうか。校内委員会の設置、コーディネーターの指名とかというのが出てきていますが、そして教育事務所の巡回アドバイザーとかですね、そういうことが一体どういうことなのか説明していただけますか。

- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 平成17年度から始まりました特別支援教育、各都道府県等において体制整備を図るということで、沖縄県教育委員会においても今年度特別支援教育理解推進事業という事業で各学校、また先生方を支援してまいりました。今、渡嘉敷委員が御指摘のコーディネーター等は各学校─全公立小・中学校、特別支援学校、高等学校に配置をしております。配置率は100%です。これは特に加配ということではなくて、各学校に配置されている先生方の中から指名をしていただいております。
- ○渡嘉敷喜代子委員 今回、八重山特別支援学校の幼稚部と、それから寄宿舎の設置と、そして県立高等学校の3校に分教室を設置いたしました。これはもう既にやったわけですよね。その分教室の関連でお尋ねしますが、今、どういう状況になっているのですか。クラスはふやしていくという話も聞いておりますが。高等学校に分教室はきましたよね、支援学校の子供たちをですね。それをもっとクラスをふやしていこうとかという話も聞こえてくるのですが、現在はどういう状況になっているのか、そのあたりからお尋ねしたいと思います。

- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 今年度から中部農林高等学校、そして南風原高等学校に高等特別支援学校の分教室を設置いたしました。それから久米島高等学校には、大平特別支援学校の分教室を設置いたしております。分教室設置の成果等々については、県教育委員会は3年間のモデル研究ということで、設置校の校長先生に研究を依頼してございます。あと2年ございますが、その成果等、課題等を踏まえて、今後この分教室の拡充等については検討していきたいと考えております。
- **○渡嘉敷喜代子委員** 3年間、モデルケースとしてこの3つの学校に配置しているわけですよね、分教室を。その結果を見て、またクラスをふやすかどうかということになるわけですか。
- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 今年度からスタートいたしまして、平成23年度はまた1学級ふえますので、学年進行で平成24年度までに各学校3クラスになります。設置校の分教室のクラスは3クラスになります。
- ○渡嘉敷喜代子委員 今、それぞれの学校に2クラスずつの配置ですか。
- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 平成22年度は1クラスですが、平成23年度はもう合格者も決定しておりますので、平成23年度には中部農林高等学校に2クラス、南風原高等学校に2クラス、これは高等特別支援学校の分教室ですね。久米島高等学校には大平特別支援学校の分教室が2クラスという形になります。
- ○渡嘉敷喜代子委員 そうすると、6クラスになるのではないですか。
- **○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監** 各学年─まあ、1年生、2年生が 設置校には在籍をしているという形になります。
- ○渡嘉敷喜代子委員 今年度は7学級ふやすということになるわけですか。
- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 今年度は一平成22年度は3クラスでスタートいたしました。平成23年度には各設置校1クラスずつ、学年進行でクラスがふえますので、平成23年度には全体で6クラスになります。

**○渡嘉敷喜代子委員** わかりました。それで、今の状況というのはどうですか。 生徒指導の問題とか、あるいは普通クラスの高校生との交流はうまくいってい るのかどうかですね。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 中部農林高等学校での例を1つ御説明したいと思いますが、中部農林高等学校は実習棟とか実習園も充実してございます。分教室の子供たちも中部農林高等学校の実習に関する授業等については、一緒に授業に参加をして、それなりの効果を得ているという報告を受けております。それから南風原高等学校についても、南風原高等学校は普通クラスの普通高等学校ですが、子供たちは各教科─例えば体育であるとか、音楽であるとか、芸能関係の授業には南風原高等学校の子供たちと入っていって、一緒に授業を受けていると。その中でお互いの理解を深め、それから将来に向けた共生、社会の基礎がその中で培われていると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 入学式と卒業式はそれぞれの支援学校で行いますよね。 そしてその普通高等学校においては、この子たちはどう参加していますか。普通学校での入学式と卒業式のときに、この子たちはどういう立場で参加していますか。

○金武正八郎教育長 各3校の校長先生が、自校の生徒と同じように入学式も 卒業式も同じ形でやっていただきたいと。いろいろな制度的なものとか、分校 とかあるのですが、このようにしてしっかりと同じ学校の一員であるというこ とを確認していただきたいことをお願いしております。ですから、これからい ろいろな形で、今は移行期ですので試行錯誤で学校によっては少しありますが、 例えば久米島高等学校ではもうほとんどの授業が合同で入るとか、普通の座学 で数学とかですね、それから部活動は、例えば中部農林高等学校とかは野球部 とかサッカー部に普通の子と入って、ただ、課題は野球に出ているのだが高等 学校野球連盟の規定で野球のベンチ入りができないとか、そういう課題があり ますので、課題を一つ一つこれから解決していくということだと思っています。 基本的に学校には、私たちの思いとしては、とにかく全国で一つしかない取り 組みですから、先進的な取り組みを全国の見本になるようなことをやっていた だきたいということで校長先生方には申し上げております。ただ、これは各学 校の取り組みがございますので、学校にお任せをしております。

○渡嘉敷喜代子委員 発足するときには、やはり親学校の特別支援学校で入学

式も卒業式もやるということでしたよね。そのことに対して、保護者の皆さん もとても違和感があったということなのですが、では、すべて普通高等学校で 入学式も卒業式もやっているということではなくて、その学校が主体的にやっ ているということですか。

○金武正八郎教育長 今回の南風原高等学校の件だと思いますが、校長、教頭も最初赴任した方で、そういう面で少し配慮が十分でなかったのではないかなと。しかし校長先生方も改めていろいろな場面で南風原高等学校もしっかりとやっていただいておりますので、とにかくいろいろな形で同じ生徒として待遇していると。だから、今回の入学式、卒業式においても、在校生と同じような形で参加していると思います。また学校長たちもそういう意識だと思います。中部農林高等学校でもしっかりコミットしたということでしたし、久米島高等学校で今やっておりますので、南風原高等学校については少し、私たちからも連絡網が行かなかったということもあったと思いますので、こういう面はやはり子供たちが大事ですので、ここにいてみんな一緒だということが大事ですので、そういう面については、県教育委員会としても校長先生方に配慮をお願いしてまいりたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり普通高等学校に行くということは、その子たちにとっても、その高等学校で勉強しているのだという意識づけにもなるし、とても誇りにもなると思うのですよ。ですから行事すべてについて、やはり入学式も卒業式も普通高等学校の皆さんと一緒にやるということが大切だと思いますので、そのあたりもしっかりと配慮しながら進めていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後 0 時 3 分 休憩午後 1 時23分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。 午前に引き続き、質疑を行います。 質疑はありませんか。 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私も幾つかお尋ねしたいことがあるのですが、最初に77ペー

ジ、陳情第34号の幼稚園教育の制度改善のところから先にお尋ねいたします。 今年度、教育の本質といいますか、中身が大きく問われて、大きな改革が沖縄 県の教育史上にも残るような教育行政が前進しているのかなということを私は とても感じております。この幼児教育のところですが、先ほど国の教育の方向 性も含めてモデルケースとして準義務教育化しという表現までなさって、3歳 児の幼稚園教育を進めるということでおっしゃったのですが、実際は市町村が 初期設備投資といいますか、その課題が特に大きくなってくるかと思うのです よ。施設問題は預かり保育にしても、3年保育をするにしても、プレハブでや っているとか、施設問題が改善されない状況がありますよね。そこら辺は市町 村との話し合いというのはやられてきたのでしょうか、それともこれからとい うことなのでしょうか。

○金武正八郎教育長 この新しい制度への幼稚園教育の制度の提案は、1カ月前、本会議が終わって後の対応ですので、今、関係部局の調整でして、これから保育関係者、それから市町村とも詰めていかなくてはいけないのではないかなと思っております。まだ今はスタートしたばかりでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、この幼児教育の充実に向けて動いていくという、これからの条件整備に向けて、初年度の入園料も含めて金額的なものも出されたのですが、今の市町村もさらに大きな地殻変動をもたらすぐらいの財政的な投資の部分が出てくると思うのですが、それは教室にしても一設備については大方で構わないのですが、どれぐらいの設備投資がいるのか。例えば給食についても実施されていませんよね。そこら辺も含めて予算規模というのは相当になってくるのではないかと思うのですが、何けたでも構わないのですが想定した額というのはあるのでしょうか。

**○金武正八郎教育長** 今、新たな沖縄振興計画に上げる中では、先ほど申し上げました幼稚園の入園料、保育料、給食費、預かり保育、それから人件費等について算出をしたばかりで、これから施設、それからそれにかかわるいろいるな附帯するものについては、これから検討する段階でして、具体的にはまだつかんでおりません。

○西銘純恵委員 それともう一点は幼稚園教諭の身分。教育をということで、 やはり本質的に幼児教育の強化ということでおっしゃっていますので、正規教 員としてきちんと採用するという立場だと思うのですが、今現在の幼稚園教諭 の、預かり保育も含めてですが、正規、非正規の割合はどうなっていますか。

**○上原敏彦義務教育課長** 学級担任ですが、現在、本務職員が377名、臨時的 任用職員が206名、合計で583名です。

**○西銘純恵委員** 本当に4割になりますかね。これは市町村の人件費負担がありますよね。県としては小学校以降のということになるのですが、準義務教育化という考え方をなさっているものですから、これについて教員の身分はどのように考えていらっしゃいますか。

○金武正八郎教育長 この次期沖縄振興計画に上げる幼稚園教育は、私たちとしては全国に先駆けて幼稚園を準義務教育化していくという大きな柱を立てておりますので、教員もやはり小学校と同じように一今、国から国庫補助の3分の1があります。同じような形でできるような方向で目指していきたいと思っています。これは非常に道は険しいと思います。地方交付税の措置もされている中でこういうことをやるというのは大変ですが、この沖縄が抱えている幼稚園教諭のいろいろな状況から見て、やはりそういう方向でやらないと、準義務教育化もできないのではないかなと思っています。そういう方向性でやりたいということであります。

○西銘純恵委員 日本の国の教育のあり方─幼児教育が諸外国に比べてもやはりおくれているところを、先鞭をつけて沖縄県から声を出していくということをおっしゃっているのですが、本当にそれが大もとから問われていると思いますし、道は険しいと言われたのですが、ある意味では、一気に全国的に教育長会でも提案をされたら加速するのではないかなと。それは私たちの主権者の求める教育だと思っているものですから、全国の教育長会等でも提案をするようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○金武正八郎教育長 まず1つは、文部科学省に沖縄独自のこういう新しいモデルを提案してまいりますので、全国の教育長協議会はみんなの合意形成の中でやりますので、私たちとしては全国に先駆けてこういうモデルケースをやりたいと。それは目当てとしては、まず高等学校の授業料が無償化になったというぐらいですから、幼稚園の授業料も無償化にできるのではないかなという可能性もありますし、それからもう一つは、沖縄県が今新たな沖縄振興計画を出すということですので、タイミング的にも非常にいいと思いますので、私たち

としては沖縄からとにかく新しい形のものを提案していきたいと。全国教育長協議会の中においては、そういう理解をしていただくよう協力を求めていきたいなと思っております。

**○西銘純恵委員** この幼児教育を具体的に実現に向けてのやりとりがなされている、それもスタートについた時点で既に試算もされている皆さんの意気込みというのが、ぜひ早いうちに実るように、県民ぐるみでこれは応援していくと思いますので、本当に評価したいと思います。次に移ります。

次、81ページの陳情第44号なのですが、私は教育の考え方として、やはり幼児は幼児なりの遊びやそういうのを通して教育をすると、そして小学校教育とか義務でやっている教育については、学び合いの基礎を教えるというところに、先ほどの幼稚園教育の考え方からすればこのテストで拡充する、広げていくというのは全く逆行しているのではないかと思うのですよ。学年で一斉テストをやる学年は何年生なのでしょうか。

○金武正八郎教育長 次年度から行うものは、小学校3年生と5年生でございます。中学校2年生は教科の数を、理科と社会科をふやすということでございます。

**○西銘純恵委員** 従来からやっている達成度テスト、学力到達度調査、それは みんな学年一斉ということですよね。そうすると、すべて合わせて全国学力テ ストもみんな入れたら、一斉テストというのは何学年にあるのでしょうか。

○金武正八郎教育長 県が全県一斉にやるというものについては、かかわっているものについては、今申し上げました小学校3年生と5年生の学力到達度調査と、それから6年生で行われる全国学力学習状況調査、この3つが学年一斉でやる大きなテストになると思います。小学校3年生、5年生、6年生です。中学校は2年生が本県の学力到達度調査で、全国学力学習状況調査は3年生にあります。2年生と3年生にやります。

**〇西銘純恵委員** 小学校では3年生、5年生、6年生、それから中学校では3年間のうち2年生、3年生で全県一斉になされるということですが、子供たちは通常のテストというのは、その6年、3年、12年間のうち、テストを受けるのは5回だけですか。

- **〇金武正八郎教育長** 全県統一して行うのはこの5回です。しかし、普通の授業では毎回達成度テストをやったり、形成的評価をやったり、いろいろと担任によっては授業の都度にやる先生もいらっしゃいますし、ある学校においては週ごと、または月ごとという形でなさるところもあります。
- **○西銘純恵委員** 例えば小学校では、国語、算数、理科、社会とあるものですから、それが週ごとあるといってもほとんど毎日テストがあるという状況―子供たちの中には、毎日何かのテストが1回はあるという状況ではないですか。 違いますか。
- **○上原敏彦義務教育課長** これはいろいろな形で、子供たちの客観的なデータを必要とする場合は、ただ毎日、毎時間やっているということではないと思うのですが、小学校では単元テストとか、それから学期末テスト。中学校の場合は中間テストや期末テストとかですね。ある程度、定期的になされているものと思います。
- ○西銘純恵委員 先ほど、学んだことの到達度を知るためにテストが必要だとおっしゃったのですよね。だけど、一斉にやる以外にも結構な回数のテストをされていますよね、現実に。だから個別に、例えばA君が各教科どこまで理解しているのか、単元ごととかそういうテストをやっているのであれば、この子の学力の到達度というのは個別につかめているのではないですか。どうしてまた一斉にやるということをやるのですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的に子供たちの一人一人の学力については、先ほども申し上げましたが日常の単元テスト、それから定期テスト、そういうことはありますが、ただ、やはりある程度まとまった形のトータル的なテストでもって、その学年全体を把握することも必要ですので、ですから短いステップでのテストと単元を含んだ形のある程度長いテスト、両方の形のテストが必要と考えております。
- **○西銘純恵委員** 小学校1年生の平均テスト回数を調査したことはありますか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** その調査はございません。

- **○西銘純恵委員** テストの低年齢化ということも陳情者は指摘しているのですよ。そして個別の学力をはかるといいますか、理解度をやるのは個別テストをずっと学校でもやられているということが言われているわけですよね。だから全県一斉にやるというメリットというのは、学校別や市町村別のランクづけ、それが出てくるということを危惧しているわけですよ、現場では。これをつける理由というのは何でしょうか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的にランクづけとかそういう趣旨ではなくて、結局、児童一人一人の学習の定着状況を把握し、その状況に応じて支援、指導をするということですね。その辺の充実のためにそういうテストを行っていると、そのように考えております。
- **○西銘純恵委員** 学校は学校ごとに子供たちの学習の定着状況というのは、教 えたことがちゃんと身についているかというのは、やっているのではないです か。ないのですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** それは当然、それぞれの学校で行われていると思います。
- ○西銘純恵委員 さらにテストが一斉にふえるということは、学校の先生方の多忙化がさらに加速されるし、先ほど1年生のテストが年に何回あるかというのもつかんでいないと言われたし、現場では本当にテストのために時間が割かれているという状況があるのではないかととても思うのですよ。だから現行以上に一斉テストをふやしてくれるなと言っているわけですよね。学校現場の問題は、やはり少人数で学習がなされていないし、いくら加配を入れても丁寧に力をつけるような教育になっていないということが指摘されているのではないでしょうか。だからテストの回数をふやして学力が上がるということはないのではないですか。本県は20年間、全県でのテストをずっとやってきたということですが、ほかのところと比べてテストをやった効果というのはあらわれているのですか。全県一斉テストをやった効果があらわれたから、さらにふやすということですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的にそれぞれの学校、あるいは市町村、それから県全体の状況を把握することにより、それぞれの各学校、それから市町村の課題点とか出てきますので、その辺をもとに授業にどう生かしていくか、わか

る授業の構築に結びつけるような形のデータをとるということにもなると考え ております。

- ○西銘純恵委員 私は子供の力がどうのという、学習の内容をどう深めていくかというよりは、やはり全国学力テストが目的化されていないのかなととても感じるのですよ、今の答弁を聞いてもですね。全国で沖縄県のように全県一斉テストをふやしているところというのはあるのですか。一斉テストの回数は沖縄県は少ないのですか。どうなのですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** ちなみに秋田県は小学校の4年生、5年生、6年生 でされているようです。中学校は1年生と2年生で行われているようです。
- **〇西銘純恵委員** それで秋田県にそれを学ぶということで5回の回数を入れてきたのですか。どうなのですか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** そういうことではございません。
- **〇西銘純恵委員** 秋田県以外の、全国学力テストで成績のよい県がありますよね。そこのテスト状況の調査もしていますか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 福井県は小学校5年生、それから中学校2年生を対象に行われております。
- ○西銘純恵委員 だから全国学力テストの成績の上位と、そして沖縄県は既に 小学校4年生と中学校2年生でしたか、長い間学年テストをやってきています よね。だけど学力は最下位の状況があるし、福井県は今お聞きしたら小学校5年生と中学校2年生でしかやっていない、だけど全国学力テストは高いと。だ からそこら辺の分析というのは、やはりテストそのもので本当の学力といいますか、そういうのが見えるのかというところの分析がされたのかというのを一番感じるのですよ。どうでしょうか。
- **○上原敏彦義務教育課長** テストで子供たちのすべての学力を把握することは もちろん不可能だと思いますが、やはり客観的なデータをとるために、その子 供の課題は何なのか、どの辺がおくれているのか、その辺をしっかりと把握し て、子供たち一人一人の学びを大切にすることは必要だと考えております。

○西銘純恵委員 各教科ごとに、個別にテストが何度も行われているというもので、今言ったことが何で把握できていないのかというのを逆に聞きたいのですよ。教えたことが2週間後に理解できているか、きちんと身についているかというのは1年後とか2年後とかという話ではないのですよね。そういう積み上げが力になっていくわけですから、だから沖縄県の子供たちのテストは、皆さん、子供さんは育ちませんでしたか。毎日テストといってこなかったのかなと本当に思うのですよ。そしてテストの結果は、例えばプラスとマイナスを見間違えて、間違ったさーとかね。こういうのは幾らでもあるわけでしょう。だからそういうテストの結果を求めて、回数をふやすということが本当の力を知るものになるのというところで、逆にもっと教える時間に割いたら一授業時間とかね、細かいテストとかそういうのをもっと削って、授業の中身に時間を割いていくようなものも検討されたらどうですか。そういうことはやらないのですか。テストがふえるということは対策がふえる、事前テストがふえる、そういうことにつながるのですよ、学校間、市町村間。そういうのはいかがですか。テストが目的化されませんか。

**○上原敏彦義務教育課長** テストは一つの手段でありまして、基本的には授業をどうするか、わかる授業をしっかりと構築する中で、その授業を省みる意味でも、先生方にとっても必要だと思いますし、当然、子供たち自身がどの部分が弱いかということも、一人一人が把握する必要があると思います。

**○西銘純恵委員** 先生は授業の準備もできないぐらい忙しすぎて、子供たちに納得できるような授業を進めたいと思うが、それ以外のところに余り忙しすぎてという悲鳴を上げていますよね。だから逆に思い切ってテストを減らして、学校ごとに任せて、そういうこともやってみたらどうですか。学力は伸びると思いますよ。だってこれまでに20年間もやっていて最下位なのに。やってきたことを大もとから見直すということをやらないと、さらにそこに拍車をかけるのがテストの回数をふやすのではないの。

**○上原敏彦義務教育課長** 先ほども述べましたが、テストのための調査をしているわけではなくて、基本的に先生方自身が自分の授業をどういう形で組み立てていくか、あるいは授業と評価の一体化というのがございますので、その辺を考える上からも必要なことだと考えております。

- ○西銘純恵委員 教師自身がこのように教育をやるという時間が足りないというものを、どう子供と向き合えるような授業に身を入れていく、力を入れられる、このようなものにやるのか、もっと現場の皆さんの声を拾ってほしいと思います。少し教育長にお尋ねしたほうがいいのか、国際連合子どもの権利委員会をよく御存じだと思って、今のテストの問題でお尋ねしたいのですが、これは16年前に日本政府が条約を批准したのですよね。日本の教育制度─子供たちの置かれている状況とか、すごい日本の国の制度として問題点をたくさん指摘されてきて、勧告を日本政府が受けたが、去年5月に3度目の勧告を受けているのですが、これについて教育を預かる者として日本の教育に対する勧告がどういうものかというのはすぐにお答えできますか。
- **〇金武正八郎教育長** 勧告があって、日本政府がこれについてはまだ実際に受け取って、実際に取り組んでいないことについては知っておりますが、詳細がどういうことかについてはちょっと。
- ○西銘純恵委員 日本の教育制度そのものを指摘しているのです。これを大もとから変えないと、子供の教育権が奪われたままであるということも含めて、教育に関して、テストのところで特に指摘している部分があるのですが、3度目の一パラグラフ70、71ですかね、3度目は、教育、余暇及び文化的活動のところで触れているのですが。
- ○金武正八郎教育長 今、西銘委員が指摘していることについて、私も今確認することができません。申しわけございません。
- ○西銘純恵委員 今、勧告書は持っていますか。子どもの権利条約批准をして、なおかつ教育に関する日本の教育のあり方が大もとから問題があるということで、16年間にわたって3回勧告したが、是正されていないということなのですよね。今度言っているのは、学校及び大学の入学をめぐって競争する子供の数が減少しているにもかかわらず、過度な競争への不満が増加し続けていることに留意し、懸念する。高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子供間のいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中途退学及び自殺に寄与しうることを懸念する。過度に競争主義的な環境を生み出す否定的な結果を避けることを目的として、大学を含む学校教育システム全体を見直すことを日本国政府に勧告するということで、これは大学教育まで含めて日本は競争的でありすぎると、そこの是正を言っているのですよ。だから日本だけですよ。世界の教育のあり

方と、日本の国がテスト漬けで競争をさせているということを、特に3度も勧 告してきているのですよ。今度、新しい困難ということでもう一つ指摘してい るのが、ユニセフの子供の幸福度調査によって明らかにされた日本の子供の3 分の1が孤独感を訴えていると。そしてOECD諸国の8%弱という平均値を 圧倒的に上回ったというデータがあるのです。だから結局、テスト、テストで 相手が競争なのですよ。友達ではないのですよ。学校環境の中で低学年から競 争相手として人を見てくる中でもう孤独だと、そういう大人が日本社会にどん どん送り出されているということは、もう本当に深刻だと、この競争主義の是 正を勧告しているのですよ。だから本当に何といいますか、子供たちのところ に行けば一番わかると思うのですがね。学校の先生が毎日残業して疲れきって、 子供と向き合えていない。テストの採点、テストの準備、そして評価される、 この学校は成績が悪かったと。ここをやはり大もとから変えなければ人格形成 一この将来に、将来どころかこの先本当に取り返しがつかない事態になるので はないかという勧告なのですよ。教育長だけではなくて皆さん全員がこういう 問題に関しては機敏に受けとめなければならないと思うのですが、このような 勧告を日本の政府が3度も受けてきたと。ほかの国ではないのですよ。漠然と そういう勧告があったと教育長も御存じでしょうから、ぜひ、この教育、競争 主義、これに対して見解を伺います。

〇金武正八郎教育長 学校の児童・生徒が置かれた状況は、やはりそういう環 境の中にあることも私は認めます。やはりそういう中で、勧告がすべて適切に 指摘しているかどうかは、もう少し吟味する必要があるのですが、今、学校に 置かれている子供たちが不登校、それから高等学校の中途退学、いろいろな形 であるということは、やはり真剣に受けとめなくてはいけませんし、それがま た今の学校教育の中の一つの解決しなければいけない大きな課題だと思ってい ます。特に競争主義も、ある面は残っていることは私も思っております。私は 進学校にもおりましたし、また定時制学校にもおりましたので、いろいろな子 供たちを見てきましたが、進学校は進学校なりに子供たちは夢を追いかけてそ れを頑張っていると、それは競争主義という形で現在あらわれている面もあり ますが、そういう子供たちもいると。しかし、また定時制の中では、一日自分 が知らなかったことを知ることができたという喜びを感じて、自分が一つ一つ 成長していくことを喜ぶ子供たちもおります。ですから、やはり一くくりで競 争主義という形ではなくて、やはり今、日本が置かれている教育の中には競争 の面もあるし、それから一人一人の子供たちを手厚くやらなければいけません し、前の議会でも申し上げました今ある高等学校のあり方、これをどうするか ということもありますし、いろいろな形でこれから取り組むべき大きな課題がいっぱいあると思います。話は少しまとまりませんが、多岐にわたって教育界はいろいろな面で今取り組むことがあると考えております。

○西銘純恵委員 テストの平均点が低いということは、テスト点数が低い子が多いという以外にありませんよね。だからこういう小さいときからふるい分け一もうあなたはできないと、私はもうできないのだという子が、どうして先にできるように意欲を持って成長できるのですかということなのですよ。だからいつでもできる面を持っているという、そういうことをやるのが教育だと思うのですよね。テストで先にできる、できないをテスト、テストでやってきたことが意欲を失わせて、高等学校入試も定員も満たないような学校が出るという、こういう状況が、この間の沖縄県の教育の積み重ねではないですか。そこを反省してほしいと私は思っているのですよ。やはりかじを切らないといけないと思いませんか。

○金武正八郎教育長 テストで沖縄県の教育がというのはちょっと、まだ検証してみなくてはいけないと思いますが、沖縄の学力があるというのは、やはり第二次世界大戦の中で、いろいろな形で失われた中で、本当に言語活動であっても東京都の人と沖縄県の人には相当な差があります。そういう文化的な、家の中での会話も大変違うわけです。そういうものが基本的なものであって、私はお互いの日常生活の親子の会話とか、社会の会話とか、ボキャブラリーをふやすとか、そういうことが大きな課題であって、これがこの復帰前30年の空白の中で、復帰後のその中であがいてきたものであって、確かにあるかもしれませんが、これはこれからどんどん縮まってくると思います。ですから今おっしゃられたテストについては言われている面もそれはありますが、しかし私たちとしてはテストはあくまでも子供たちの達成感や、それからもちろん先ほど義務教育課長が言ったように、しっかり見つめて手当てをするということは言えないと思います。

○西銘純恵委員 先ほど調べていないと言った─例えば1年生でテストと名のつくもの、豆テスト、何テストと結構ですが、1年間でどれだけのテストを受けているのか、ぜひ調査してほしいと思います。今後、また調査結果を聞きたいと思います。

最後にもう一点、73ページの陳情第199号ですが、子供を貧困から守るため

の施策を求める陳情で、就学援助のところで、給食費、教材費を無償にすることというところで、教育長は学校給食法の規定で無償化はできないと言っているのですよ。先ほど幼稚園教育を準義務化して無償にするということを明確に打ち出しましたよね。だからどうして小学校の中でも給食費無償化というのは一授業料、教材だけではなくて、部活動費とかすべて学校教育の中でかかるもろもろのものを無償にしていくという立場で教育を進めていかなければならないと、そういう立場にあると私は思っているのですよ。この陳情に対する答弁をもう一度いただきたいと思います。

○金武正八郎教育長 給食費、教材費に関するものについては、今現在は学校 給食法とか、それから支援につきましては就学支援がありまして行われており ます。まず1つは、主体は市町村がこれを今やっておりますので、私たちとし ては、この給食費については市町村ともいろいろな形で話し合いを進めていく 必要があると思いますし、国がこういう形で制度的にやっているものについて、 今後どうしていくかということについては、また議論をしなくてはいけないと 思っております。

**○西銘純恵委員** 教育を大きく、幼児教育から前に進める姿勢を明らかにされて、なおかつこの給食費、教材費、小学校以降の部分について、主体は市町村というような話では矛盾しているのではないですか。だからやはり思い切って、本来目指す教育という部分を、教育長は答弁されてもいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

**○金武正八郎教育長** 給食費につきましては、私もハワイに行ったときに高等学校まで給食がすべて無料だということに大変驚きました。日本が給食費をこういう形で無償にしないというのは、これまでの経緯だとかいろいろとあると思いますので、そこも含めて今後、これについてはもう少し勉強してみたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 上原章委員。

**〇上原章委員** 陳情審査の後に東日本大震災についての議論が交わされると思うのですが、1ページのこの陳情に関連してなのですが、継続陳情第57号の3に、学校施設整備費、あと学校通学路の安全対策を、教育予算の充実のため国

の予算を拡充することと関連してなのですが、今回の大震災で相当の小・中学校、高等学校が避難所として多くの方々が今、その支援を求めているのですが、今回の大震災の後、私の周りからも県内の小学校、中学校、そして高等学校の耐震化はしっかりされていますかという問い合わせがやはり多いのです。そういう意味では、これまでに県教育委員会も取り組んではいると思うのですが、ぜひ今回の大震災を一まあ予想を超える震災ということではありますが、県内の学校現場の耐震化、またその老朽化について総点検する必要があると思うのですが、いかがですか。

- **〇石垣安重施設課長** 今、上原委員からの御質疑の本県の耐震化の率ですが、小・中学校で1830棟ございます。それをベースにすると、耐震化率は小・中学校で73.9%ということで、ちなみに全国が73.3%ですから、小・中学校については若干、本県が上回っているということでございます。高等学校につきましては536棟ございますので、耐震化率は全部で87.7%ということであります。今の総点検というお話ですが、耐震化の診断は先ほどお話ししたとおり、小・中学校においても73%、高等学校については88%ということで、耐震の診断も全国並みに進んでいるということで認識しております。
- **〇上原章委員** 残りの部分はいつまでに、それをやる予定なのですか。
- **〇石垣安重施設課長** 残りの部分ですが、御存じのとおり本県は老朽校舎の改築をこれまでにやってきておりまして、その老朽校舎の改築に合わせて、改築については昭和56年度以前の建物を改築ですので、耐震というのは昭和56年以前ですので、昭和56年以前の老朽校舎を計画的に改築していく中で、耐震化率を向上していきたいと考えております。
- **○上原章委員** 本当に耐震化されていても、今、老朽化の進みぐあいというのは、やはりその都度、学校現場と連携をとってやるべきだと思うのですよ。教育長、これは教育委員会の管轄なので学校とは別ですが、例えば公共の建物とかが避難地域にもなるわけですが、県立武道館がありますよね。あそこは耐震化されているという認識ですか。
- **〇石垣安重施設課長** 奥武山公園の県立武道館の件だと思いますが、あれはた しか平成に入ってできていると思いますので、現在の新耐震基準に合致した建 物だと思います。

- **○上原章委員** 実は、県立武道館は豪雨のときは雨漏りしているのですよ。その都度、職員がビニールシートを敷いて雨対策をしているのですよ。この辺は知っていますか。
- ○渡嘉敷通之保健体育課長 雨漏りの件は承知しております。
- **○上原章委員** 平成に入ってと、ここは問題ないと思っていらっしゃるのか、要するにこういった災害が起きたときに、学校現場もそうですが多くの方々がそこに避難してくるわけですよね。当然、子供たちが日ごろ学校で学ぶ大事なところですよ。ここを本当に安心して勉強をし、また避難ができる。今回、これだけ大きな災害が起きている中で、ましてや海に囲まれた沖縄で、私は離島も含めて総点検をする必要があると思うのですが、教育長はどうでしょうか。
- ○金武正八郎教育長 御指摘の県立武道館につきましては、雨漏りするのは承知しております。あれは何度か修理、修繕をやっておりますが、その雨漏りの場所が構造的な一御承知のように、見てもつくりが普通のものと非常に違っているものですから、その雨漏りの箇所が探せなくて、手当てをするのですがなかなかその当を得ていないところがあって、そういう状況があります。私たちとしては、雨漏りすることはやはり腐食にもつながりますので、しっかりした手当てをしていきたいと思っております。今もそういう形で進めておりますので、しっかりと手当てしていきたいと思っております。
- ○上原章委員 今回の東北・関東の震災を見ても、空港の天井が落ちたり、本当に多くの方々が集まる場所が一まあ、あれだけの揺れということで片づけてしまうと、もし沖縄でそういった被災が起きたときに、これだけの人たちがどこに避難していいか、これはもう学校現場を預かる県教育委員会としてはしっかりと調査をして、この昭和56年の基準というよりも、今現在、老朽化している箇所はないのか、また現場からここはぜひ改善してほしいのだと、安心して現場を預かる校長先生を初め守れないということを、ぜひ県教育委員会が受けとめて、国に今回の震災の一つの大きな意味をしっかりと受けとめる意味でも、私は国にこの今の実情を訴えて、大至急この対策を練る必要があると思うのですが、いかがですか。
- **〇金武正八郎教育長** 今回の大震災で、いろいろな面で私たちも大変学ぶとこ

ろがいっぱいございました。やはりそういうことですので、生徒たちの津波の場合の避難、それから緊急の場合の避難についても先ほど通知をしましたが、やはり構造物についても市町村教育委員会とか、各学校とか、もう一度点検をしていただいて、また県教育委員会にいろいろな形で要望があれば上げていただいて、それをまた取り組む事項があれば、また私たちも国に、次の施設整備の計画として要望したいと思います。

○上原章委員 私の地域にも、明らかに剥離して落ちてきているにもかかわらず、まだ建てかえのめども立っていないという学校があるわけですよ。もう再三、学校現場からは一確かに財政的に厳しい、それでも私はこの公立補助の中で速やかにこれは進めていただきたいと要望したいと思います。

あともう一点だけ、最後に83ページの新規で出ている言語聴覚士の配置促進に関する陳情で、この陳情者からは特別支援学校に言語聴覚士を採用してほしいという思いですが、皆さんの処理方針では、この資格に基づく採用は実施しておりませんと、国の明確な規定がないということで、ただ、積極的に連携をしていると、今後もそうしていきますと。この辺の積極的に連携をしているというのは、もう少し詳しく教えてもらえませんか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 言語聴覚士等、外部の専門資格をお持ちの方々と、特別支援学校の子供たちの指導に関する連携という部分だと思いますが、具体的な例を申し上げますと、特に聴覚障害─沖縄ろう学校の子供たちは、幼児期のころから定期的な検診でもって聴覚に障害があるということが既にわかっております。この言語聴覚士等の職員が主に配置されているのは病院等でございます。病院でそういった障害が早期発見できた時点で、病院の言語聴覚士等から具体的な聴能訓練であるとか、言語訓練の指導を行っているという経緯がございます。そういったノウハウを県立沖縄ろう学校は、具体的に言いますと、ろう学校の先生方も自立活動という授業の中で子供たちの聴能訓練であるとか発語訓練をしております。そういった先生方は先生方で、これまで積み上げてきたノウハウを持っておるわけですが、外部の言語聴覚士等の専門的知識を持っている先生方と、校内研修会等に招聘をして、最新の聴覚訓練のあり方等はどうなっている等々ですね、より新しい指導技術を先生方が学ぶことによって、それを子供たちの自立活動指導の時間に還元をしていくというような取り組みをしております。それが具体的にいう連携だと思います。

**〇上原章委員** 今、特別支援学校においては、今の体制で十分だという認識で

すか。それともこの言語聴覚士等の方々は採用するまでの必要性はない。要するに、そういったノウハウをある程度、今の現場の先生方に伝えてもらえれば 十分子供たちのケアができると皆さんは認識しているんですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 現時点までは県立沖縄ろう学校も長い歴史がございますが、保護者の方とか先生方から具体的なそういった専門一言語聴覚士等の配置について要望があったということは承知をしておりません。それで、法令的な根拠を申し上げますと、学校で行う自律活動は授業の一環です。授業を持てるのは教諭なのです、現在の法律制度上ですよ。仮にこの言語聴覚士の先生方が学校で配置されたとしても、具体的な授業を持つか、持てるかということについては、現在の法的解釈ではできないということになっているわけです。だから、先ほど申し上げましたとおり、学校の教諭と外部の専門的な資格をお持ちの先生方が連携をして、校内研修等でお互い情報交換をする中で、特に教諭の資質を高めていっていただいているということで御理解していただければいいと思います。

**○上原章委員** 皆さんが一番現場の声も聞いて判断をされていると思いますが、先ほど、むしろこういった言語聴覚士等は病院等で非常に必要性が高いと、これは私も理解します。ただこの言葉、または食べる、飲み込む、こういった一この方々は国家資格を持っている方々なのですが、やはり手術をした後、リハビリを必要とする、そういった一大人もそうでしょうが、お子さんもそうでしょう。そしてこの方々が丁寧に丁寧に、しっかり再生を導くための、ある意味では本当に専門的な部分というのは、家族を含めて本当に安心して頼るわけですよね。また本人も。ですから今回こういう陳情が来ているということは、本当に今の、ただ授業がどうこうというものなのか、それともこの特別支援学校の中で、ある意味ではそういった支援が必要な子がいるのか。その辺はしっかり、陳情が出た以上現場を確認をしていただきたいと思いますが、最後にいかがですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 言語聴覚士等の専門的資格を有する職員を学校に配置している県は、私どもが調査した範囲では3県ございます。これは定数法上の措置がされていないということで、各県独自の採用ということになっているようです。しかし今上原委員御指摘の、学校現場にそういった専門的知識─言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等がいらっしゃれば、より子供たちにとっては、その子供たちの実態に応じた訓練・指導ができるという

ことはそのとおりだと思います。沖縄県でそういった形で学校に対する配置ができるかどうか等々については、今後検討をしていく必要はあるかと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。

〇奥平一夫委員 41ページの陳情第204号、そして陳情第210号―45ページ、一緒に質疑をしたいと思います。労働安全衛生委員会の設置を求める陳情というのと、それから子供と向き合うゆとりを学校に取り戻すための陳情になっております。究極的には子供と向き合う時間をどう確保するかという大きな目標で質疑をしたいと思います。この陳情は昨年の12月に陳情として上がっております。あれからちょうどもう1年も過ぎまして、15カ月ぐらいなりますが、この先生方の陳情処理の2番目ですね、検討委員会を立ち上げて教職員の勤務実態や意識に対する調査の分析をして、その改善策についての提言を受けたと。これが平成20年末ですよね。その提言を受けて県立学校では定時退校、ノー部活動日等を実施するほか、校内での負担軽減検討委員会を設置するというようにして、教職員の負担軽減を図るためのさまざまなことを実施するということなのですが、実際平成20年から定時退校やノー部活動、あるいは超過勤務や残業といった実情は改善をしているのかどうか、その具体的な成果を少し御報告お願いできますか。

○諸見里明県立学校教育課長 その検討委員会の勤務実態の分析結果を受けまして、学校における具体的な改善策をいろいろとっております。1つはノー残業デー及びノー部活動デー等の設定ですが、これは平成22年2月現在です。設定している学校数が61校、それから一これはノー残業デーですね。検討中が4校で、設定していないのが20校。それからノー部活動デーの設定状況ですが、設定しているのが57校、検討中であるのが3校、設定していないのが25校。それから県立学校40校に負担軽減推進委員を配置し、さらに35校に次年度も配置する予定です。それから年次有給休暇等の取得促進ですが、その辺も通知文等々を通して毎年毎年やるようにということは促しておりますが、本年度はまだ調査はしていない状況です。

○奥平一夫委員 ノー部活動であったりノー残業であったり、あるいは定時退校―もちろんノー残業。これは県立学校だけですか。義務教育はどうなっているのですか。それはやっていないのですか。

○金武正八郎教育長 県立学校は県の教育委員会が指揮監督ですので、私たちでそういう形でやっております。市町村については、県ではこういうことをやっておりますと。市町村教育委員会は一小・中学校は市町村教育委員会の監督、指導となりますので、そこには、県はこういうことをやっていますのでそういうことを参考に改善をしていただきたいという依頼はしております。ですから具体的に、市町村立学校と県立学校とは少し温度差があることは事実です。

○奥平一夫委員 そういうことはあるかもしれませんが、やはり私らとしては一つ教員の勤務実態というものを改善したいということもあって、義務教育であったり県立であったり、余りそういう分けて考えたことはないものですから。トータルで先生方の過剰な勤務が改善をされているのかということだけが知りたいわけですね。ところが今、県立学校教育課長の報告であっても、すべての学校がそれを実施しているというわけではなくて、検討しているか、未実施だということ―もうあれから一、二年になるのですが。そういう状況は少し理解できないのですが、教育長としては何が原因で、それが実施できてないのかということをお聞きしたいと思います。

○金武正八郎教育長 私としては、県立学校におきましては私は大分進んでき ていると認識しております。あえてまだまだ進まないところについては教職員 個々の意識の問題もあると思います。それからもう一つは、やはり学校での職 員のチームワークの体制ですね。少し話が長くなってしまうかもしれませんが、 要するに私たちとしてはこの2年間職員の多忙化については大分私は一課長 も、いろいろな形で学校には午後5時には帰りましょうと。年休も20日は消化 しましょうと。これは今まで県教育委員会の教育長が言ったことのないような ことを私たちは言ってきたわけです。ですから、最初の学校長はその認識につ いて、はっとしたような感じがあったと思うのですが、それが定着してきて、 午後5時には帰りましょうということが各学校の大きな職員室の上に掲げられ るようになってきたということは事実です。ただ、まだまだ職員の中には部活 動をしたり、それからいろいろな自分の取り組みをしたりの中で、個々の意味 でまだまだあります。もう一つは、年休でもやはり、教員の場合は休むと生徒 に響きますのでやはり休めないということがありますので、それをいかに教職 員がお互いのチームワークの中でTT-チームティーチングをしたり、そうい うことを―人間関係をうまくやってだれでも、私が休むときはあなた、あなた が休むときは私という形をつくるのが今後の課題ではないかと思っています。

○奥平一夫委員 ですから私らとしては、教育長以下課長、先生方が一生懸命 頑張っているという今のお話で理解はできますが、結果としてその現場でどう なのかということが知りたいわけですね。ですから、それぞれの学校において ばらつきがあって取り組みがおくれているということが私は解せない。つまり これは教育長というよりも現場の学校長がしっかりとこの辺のサポートをする、あるいはきちんとそれの実施を先生にも促していくという、このことが少し足りないのかなと思いますね。ですからそういう意味で、ノー部活動であったり、定時に帰ろうという、そういう励行みたいなことをしっかり一ただ現実として先生方にとってはいろいろな事情があって、なかなか帰れないということはあることはあるのです。その辺のちょっとしたすきは別に構わないと思うのですが、基本的にとにかく早目に帰りましょうと、できるだけ残業しないようにという、これは基本的にきちんと学校現場に、学校長に教育長がしっかりこれをおろすべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 まずこれも大事です。それも私たち県教育委員会は課長、 私も初め校長会、それから小・中学校の校長会でもそういう話をしております。 それについてはぜひ、やはりこれからの世の中は学校だけの仕事ではなくて、 地域に帰って自分の子供の教育とか、地域の参加をしたりすることも大事なの で、また自分の趣味を広げることが子供たちの教育にもはね返ってくるという ことですので、そういうことをやっていただきたいということでやっています。 もう一つは、やはり職場の一仕事の見直しが大事ですので、そのために改善委 員会というものをすべての学校に置いています。それをいかに実働化していく かということと、それから労働安全衛生委員会の中で、いかに気になる職員を サポートしていくかということを、やはりこの辺のところをしっかり学校が実 働化していって、機能化させるということが大きな課題だと思います。私たち は一県立学校教育課は全県立学校に、ことしは40名、次は30名ですか、改善委 員という1人の人を配置して、いろいろな形で職員の軽減を図っていこうとい う形で取り組んでおります。まだまだいろいろな課題はございますが、二、三 年前よりも職員としては午後5時に帰ろう、そして年休をとろうということが だれの口からも言えるということは、ある程度前進したのではないかと思って おります。

**〇奥平一夫委員** ですからいわゆる私らとしては具体的な成果が欲しい、本当 にどう改善したのかということが知りたいわけですよね。ですからそういう意 味では、教育長以下皆さんが各学校にそれぞれ時間を見計らって、現場のそういうことについていろいろ意見を聞くということなども必要だと思うのですね。調査といいますか、アンケートといいますか。以前やったような、アンケートをとったりということなども非常に必要だと思うのですね。それともう一つ、義務教育課について、教育長が少し温度差があるというお話ししてますよね。確かに市町村教育委員会の責任といいますか、管轄下にあるかもしれませんが、しかし職員はきちんと義務教育課の職員一先生方でもありますから、この辺のこともしっかり実態を把握して、その改善を強く促していかなければならないと思うのですね。そういう意味で、義務教育課にお伺いをしたいのですが、その義務教育諸学校の先生方の残業の現状というのは、どのように皆さん聞いていますか。持ち帰りで仕事もしたりということも以前ありましたよね。

**○諸見里明県立学校教育課長** 勤務実態調査は平成20年12月末にやっておりまして、これは小・中学校、県立高等学校全部一緒でございます。年次有給休暇の取得状況、それから勤務時間外に行っている業務の状況、それから業務に関する内部の状況等々ですね、ほとんど一緒で出てきているものですから。

○奥平一夫委員 私は平成20年の調査を知ろうとは一資料自体は持っております。要は、この平成22年に皆さんがさまざまな改善をした成果がどのぐらい出ているかということが知りたいわけですね。だけど教育長の話では、少し市町村の、というお話をされるものですから、そうではなくて、やはり県教育委員会としてしっかりとこの実態把握をすべきではないかと。これ調査がまだされていないとしたら、その実態把握に努めるということはできますか。

○金武正八郎教育長 職員の多忙化対策については、私たちは今取り組んでいるところでございますし、やはり成果がどうあらわれているかということをしっかり把握することも大事だと思っております。それについては校長会ですね、県立学校は県立学校としてどういう形で把握していくか。前の調査という形もあるかもしれませんが、例えば年休の消化率がどれだけふえたかとかですね。そういうことについては検討していきたいと思います。市町村立学校につきましては毎年同じように調査をしてはいるのですが、要するに市町村の教育委員会、教育長協議会、これは那覇市の教育長が全市町村教育長協議会の会長ですから、また委員長も那覇市の教育委員の委員長ですから、向こうとある程度そういうことについてももう少し話をしたいと思います。教育長協議会の中でも、多忙化対策については私たちも常に提言をして、こういう形だということで、

これは解消しなくてはいけないということは投げかけておりますが。情報をとって検討をしたいと思います。

- ○奥平一夫委員 実態調査をやってもらえると理解をしていいのですか。今の 教育長の話は。
- **○金武正八郎教育長** 実態調査も含めてこれから検討したいと―やるかどうかも含めて。
- **〇奥平一夫委員** この問題に対する最後なのですが、労働安全衛生委員会の設置状況、平成20年と比べて今どれくらいふえたのですか。これを少し聞かせてください。
- 〇田場清志福利課長 県立学校においては、労働安全衛生委員会は50人以上の職員のいる部署に設置するということで、県立学校はすべて労働安全衛生委員会は設置しております。市町村立学校におきましても、この50人以上の事業所が11校ありまして、去る2月に宜野湾市が終了しましたので、一応それはすべて法的に義務づけられたところはすべて設置済みです。
- **〇奥平一夫委員** ではもう一つ。子供たちと向き合うゆとりを学校に取り戻すための陳情の中で、先生方は調査ものや報告ものがすごく多くて、なかなか子供の指導に直接かかわりにくいということが、そういう陳情に対して、報告書類の簡素化について改善を図っているというような処理方針なのですが、この辺の改善の成果を少しお伺いいたします。
- ○赤嶺昇委員長 所用のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、 よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長、委員長席に着席)

○西銘純恵副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

諸見里明県立学校教育課長。

○諸見里明県立学校教育課長 本県における調査報告事項等の精選、簡素化の進、状況ですが、県教育委員会では調査依頼や報告事項の見直し、精選を行っております。例えば教育事務所、市町村教育委員会とも連携して文書の簡素化、効率化、重複化を避ける取り組みを行っているということは言っておりますが、県立学校においても、平成21年度、例えば公印が省略できる130件の文書について、電子メールによる発送によって業務の簡素化等に努めているところです。それからこの電子メールのやりとりでは、公印がないような形で、随時これが日常化しているような状況です。ただ、本年度はまだどの辺までやっているかというのは調査はしていないような状況です。こういうものも含めて、先ほど教育長がおっしゃったのですが、負担軽減推進委員一派遣されている委員等から、学校からの取り組み状況とかがまとまって来ております。今集計中ですが。その成果が見られると思います。

**〇奥平一夫委員** わかりました。もしその成果ができたらまた本委員会でも少し聞かせてください。それからその2番目の研究指定校一そもそもその研究指定校について、私も余りどういうものであるかというのは把握していないのですが、その研究指定校に係る職員のかかわり方というか、学校全体でかかわっていくのか、それともいわゆる理科は理科の先生だけでかかわっているのか、学年でかかわっているのか、この辺のことについて少しだけ、手短でいいです。御説明いただけますか。何名の先生がかかわっていくのか。

**○上原敏彦義務教育課長** 研究指定校ですね、基本的には学校で全部テーマに基づいて幾つかのグループに分かれたり、やっております。当然研究主任がいまして、研究主任を中心に校内研修、あるいは校内研究である程度年間を通して取り組んでいくとかですね。中には研究発表があったり、それはそれに応じて簡単に何枚かの報告書で済ますとか、あるいは研究発表があるとか、そういう形の取り組みでございます。

**〇奥平一夫委員** 研究指定校というのは、県教育委員会では大体年間で幾つぐらい研究指定校を持っているのですか。

**〇上原敏彦義務教育課長** 今年度は、幼稚園の場合は2校、県全体ですね。小学校が6校、中学校6校、特別支援学校が2校と、そういうことです。

- ○奥平一夫委員 例えば各学校それぞれその指定校の指定を受ける、例えば5年に1回とか、あるいは1年に2つあるとかというような、そういう研究指定というのは必ず受けなければならないのですか。やらなければならないものなのですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 小・中学校に関しては、基本的に市町村教育委員会が依頼しまして、これは毎年やるということはありません。指定の数が決まっておりますので、大体早い時期でも三、四年に1回とか。長いときは5年に1回とか、大体そういうスパンになっております。
- **○奥平一夫委員** 先ほど研究指定校ではグループなり、あるいは学校でかかわると言いましたが、例えばその研究についてかかわっていく先生の数というのを大まかに―ものによっても違うのでしょうが、大体何名ぐらいの先生方がこの研究にかかわっていくのですか。1人ではないですよね。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的には学校指定ですので、学校全職員がかかわるという形になります。ですがその中で、例えば幾つかのグループに分かれて、何を中心に研究するとか、そういうのがありますので。基本的には全員でかかわっていくという形になります。ただ、中心になるのはやはり何名かの先生方になります。
- ○奥平一夫委員 これについての質疑は、実は学校の先生方が現場でしっかりと子供たちに向き合える時間を確保するということの大きな目標で今お話ししていますので、例えばそういう、ただでさえ教員の過重な時間外労働があるという実態の中で、さらにその研究指定校で研究主任に発令といいますか―になったときに、この先生というのは大体1年間かかわるでしょうが、この時間的な負担といいますか、どれぐらいでしょうか。つまり自分の教務以外のことについて、さらに研究していくわけですよね。ですから時間的な先生の負担―精神的なものよりも時間的な負担というのは、どれくらいの負担があるのかなと思います。といいますのは、やはり陳情の中でも研究指定校についての発表のあり方等を見直してほしいということの陳情の趣旨があるものですから。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的に各学校では校務分掌等で軽減する形―実数 を減らすとか、そういう形になっております。

○奥平一夫委員 ただその発表するについては、かなり地域の皆さんとか教育関係者とかをお呼びして、かなり仰々しく発表会しますよね。私も何度か参加したことがあるのですが、すごく仰々しく1日がかりとか半日がかりとかなさいますよ。ですからそれなりに緊張感はあるだろうし、それなりに時間をかけて発表内容の吟味をし、つくるわけですからかなりの負担だと思うのですが、この辺についてはいかがですか。そういう負担というのはございませんか。

**○上原敏彦義務教育課長** 基本的に研究指定の場合、1年間の場合とかあるいは2年、3年とかありますので、3年間指定の場合は3年目にまとめて発表をやると。1年目、2年目は新年度発表とか、その辺はこちらもなるべく先生の負担にならないような形で、そういう取り組みをお願いしてございます。

○奥平一夫委員 ですからいろいろな先生方からお話を聞くと、もう研究指定を受けたくないという先生方がけっこういらっしゃるものですから、相当負担になっているな、負担感があるのだなと思っているものですから、この研究指定校についてもう少し一工夫をしていると皆さん処理方針ではおっしゃっているのですが、そういう負担感のあるような仕事というのは非常によくないのではないかと。ですからそれを簡素化していくという。これは教育長名で簡素化しましょうよというぐらいの文書を出して取り組んでいかないと、地域を挙げてとにかく大騒ぎですよ。この研究発表というのは本当に仰々しく。そうではなくて、やはりもう少し工夫をしながらどうだということを教育長から発信をしたほうがよろしいのではないですか。いかがですか、教育長。

○金武正八郎教育長 研究指定校の持ち方については、これまで奥平委員から御指摘があったこともありました。しかしこれにつきましては大分最近は改善されてきております。特に研究報告会の簡素化、今まで時間をかけて1日がかりでやるとかそういうことを、ある特定の時間でやるとか、報告書も縮めてやるとか、それから例えばこれ以外にもあるのですが、とにかく簡素化をしてだれでもどこでも研究指定が受けられるような形をとろうという形で今進めているところです。それぞれ課題はありますが、ある特定の課題について1年間かけて研究するというのは大変なことではあると思いますが、いろいろな面で時々加配をして職員をやってる、研究指定校もあります。そういうものもありますので、そういうものもやりながら、学校が負担にならないようにしっかり研究ができるような形を支援してまいりたいと思っております。

○奥平一夫委員 去年でしたか一昨年でしたか、うるま市で生徒による暴力死みたいなことがありましたね。あれも一それが原因かどうかは知りませんが、それが背景―背景といいますか、そういう研究指定校でそういう忙しさのためになかなか生徒を構えなかったという事情も、どうも聞くところによるとあったということもありますので、こういう一方の研究指定を受けて一生懸命やるのはいいのですが、また別のところでひずみが起こるということなどもありますので、この研究指定校については上からやりなさいではなくて、しっかり本当にこの研究をしてみたいと学校現場から挙がったときにむしろ、じゃあやってくれということで、ぜひその研究指定校のあり方についても、あるいはその指定の仕方についてもぜひ県教育委員会でしっかり吟味をしながらやっていただければなと思いますが、教育長いかがですか。

○金武正八郎教育長 研究指定校―やはり学校にはさまざまな課題がありますので、その課題について全職員で、ある一つの時期に集中的に研究することは大変重要なことであるし、またそれの成果をさらに広げていくことも大事なことであると思っております。また、研究指定については、今御指摘のことについていろいろな面がありますので、私たちとしては研究指定はどの学校でも積極的に引き受けてもらえるような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○奥平一夫委員 では次に継続になっております陳情平成22年第106号、60ペ ージです。この進級規定の問題で、予算特別委員会で少し湯気が立ったのでき ょうは軽く確認したいのですが、実はこれは、例えば中途退学者とかあるいは 支援センターとか、追卒業者、留年者とかという数字を見てますとですね、か なり上昇してきている傾向があるのですよ。ですから、少なくとも私はこれを 一教育長が先の予算特別委員会でもおっしゃっていたように、これをきちんと 議論すべきだと。本当にこの高等学校教育というものをどうするのかと。本当 に今入学の間口も相当広くなって基準も見直しされたので、そういう中で高等 学校教育というものをどうするかということの議論を、私は本当に、教育長が おっしゃったように県民的な議論をすべきだと思うのです。その中で内規の見 直し、規定の見直しなのですが、ある意味入って、中学校のころからよくわか ってて、勉強しなくても進級できるのかなという、これは自分の地元の中学校 でもその話をよく保護者からも聞かされましたし、子供たちもよく知っていま した。だけどちょっとできのいい子供は、何でこんなばかなことをするのかと いうようにして反発をする生徒も当然たくさんおりました。ですからそういう 意味で、このことについてぜひ皆さんの処理方針の中で「今後とも学校や関係

団体等と進級に関する現状や課題について、情報交換を行うとともに、学習指導要領の改定や授業料無償化等状況の変化を踏まえて、生徒の「生きる力」の育成を目指し、総合的な観点から研究を進めてまいりたい」と。そういう陳情の処理方針でもあるのですが、私はこれだけではなくてもう少し県民的な議論といいますか一もう少し大きく広げて、本当に高等学校の教育のあり方を含めた議論を教育長から提案をして議論をしてみたらいかがかなと思うのです。これは保護者も当然ですが、それだけの範疇じゃなくてもっと教育関係者を含めたそういう進級規定の問題とか、あるいは今の合否基準の見直しとかということを含めて、これからの沖縄の高等学校教育をどうあるべきかという議論をぜひ教育長から仕掛けてやってみたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 これは大変重要な課題だと思っております。今の高等学 校教育のあり方、最初日本でも全入制から始まって、あるときに適格者試験に なってきた経緯もありますし、やはり高等学校までは今の義務教育と同じよう な考え方で進めなくてはいけないような状況だと私は思っていますし、やはり 文部科学省もそういう方向で動いております。ただ、今大事なことは、県民で まず議論する前に沖縄県の高等学校の職員に対して、共通理解を得ていくこと が一番大きいのです。だから私たちは何度も校長会の中で、こういう子供たち も行けるような学校、高等学校教育を各学校でつくれるのではないかという提 案をしているわけです。ですからそこを学校の教職員がそれで認識を改めて、 そういう子供たちも手当てできるような教育課程をつくってやるべきだと。そ こについて私たちは支援をしますということですので、これについては基本的 には私は、県民は反対はいないと思うのですよ。すべての子供、私たちの教育 というのは、沖縄に住んでいる子供たちがよりよく生きていくための教育です から、やはり高等学校に行けない子供たちをしっかり支えるような高等学校も つくる必要があると思うのです。これについては問題はないのだが、ただ沖縄 県の高等学校教育を預かっている教職員が─管理者も含めて、そういう子供た ちにどう向き合うかということを今一生懸命議論をしてそこから発信しない と、まだそこで調整がつかないので、県民に投げるというのはいろいろな形で 少し混乱するのではないかなと。だからもう少し学校の現場の中で高等学校の 教育のあり方については―文部科学省自体も、進学する子、就職する子、ちゃ んと手当てをしなくてはいけない子供たちの学校、高等学校は求めていますよ ということを言っていますので。それを学校の中でどう実現化していくか、何 が問題なのか、行政は何をしなくてはいけないのか、現場は私たちにどう求め ているか、現場も何ができるかということを一遍議論をしないといけないと。

しかし奥平委員がおっしゃっていることについては、やはり県民みんな、私たちも理解を示しながらやる必要があると思います。これは今後ぜひ努めてまいりたいと思います。

- ○奥平一夫委員 これについてはやはり、現場に教育長から指示をして、しっかりとそういう議論をしてくれというような指示は出せますか。
- **○金武正八郎教育長** これについては私も就任以来、5月の一番最初の校長会には2カ年かけてこれは全部提案をして指示はしております。これについてはなかなか学校としてもいろいろ温度差がありますので、引き続き呼びかけて、ぜひそういう改善ができるように取り組んでまいりたいと思います。
- ○奥平一夫委員 最後に1点だけ、もう3時ですから。午前中にも委員の皆さんから称賛の言葉がありましたが、今回の幼稚園教育の新たな沖縄振興計画以降にのせるという県教育委員会の提案についてすごく本当に感動いたしましたが、このスキームといいますか―いわゆる概要といいますか、皆さんが文部科学省へ出した―これってわかりますか。説明できますか。
- ○金武正八郎教育長 今、奥平委員が求めているものについては、前回の議会が終わりまして、先週の18日までに本当は国に新たな沖縄振興計画を出す予定だったのですが、それまでに仕上げたものなのです。それで今庁内で調整をしていて、まだ文部科学省とかそことは調整してはございません。また、18日にやる予定がまた大震災もありまして少しこれが延びているのですよ。ですから今県全体としての、どういう形で出すかについても今やっていますので。私たちとしては固めて向こうに投げていますが、具体的にどうするかについては今一ただ、のせようということについては入っています。
- 〇奥平一夫委員 これは例えば特区として沖縄県から提案をしていくという方法も多分あると思うのですが、まだそういう具体的な一どういう方法でこれを実現していくかということについては、まだ議論はされていないと理解していいですか。
- **〇金武正八郎教育長** 新しい振興計画が沖縄の特殊事情をもとにしてこれまで 救済措置みたいな形で求めていたのですが、そういう形ではこれはできないの ではないかなと。日本全国に幼稚園はありますし、また幼保一体化による動き

もありますので。ただ私たちとしてはやはり新たに―奥平委員がおっしゃったように特区という形で、ある一つのモデルケースとして、日本全国の先進的な形でやりたいと、文部科学省にそういう形でぜひさせていただきたいという形と、その新たな沖縄振興計画をくっつけていきたいというのが考え方でですね。そういう形で提案するのが一番実現に近いのではないかなと思って、そういう形で動いています。

- **〇奥平一夫委員** これで終わりますが、この計画をしっかり国に認めさせるというのは非常に至難のわざだろうと思いますが、しっかりと固めてその辺を頑張っていただきたいと思っております。以上で終わります。
- ○西銘純恵副委員長 ほかに質疑はありませんか。 佐喜真淳委員。
- **○佐喜真淳委員** 51ページの陳情平成22年第27号、継続になりますが、いじめの問題ですが、一昨年うるま市の殺人事件を受けて、「しない、させない、見逃さない」という緊急アピールから約1年がたってまいりましたが、ある程度皆さん対応したと思いますが、1年たってみて結果というのか成果というのか、あるいは今後の抱負も含めてお伺いしたいのですが。
- **○上原敏彦義務教育課長** 昨年度の事件を受けまして、各学校でもいろいろな 取り組みをやっておりますが、例えば人権を考える日の設定ですね。これはこ れまでもありますが、さらにその辺はしっかり充実していくとか、それから関 係機関との連携等もありますし、それから各地区で中学校区で沖縄県青少年問 題協議会を中心とした取り組みを充実させていくとか、そういうことで現時点 では去年のような大きな事件事故は起こってはいないですし、その辺をしっか り、学校長を中心に取り組んでいるものととらえております。
- ○佐喜真淳委員 当然一昨年のような事件というのはあってはならないし、この事件というか、学校においては小さないじめから、本当に大きな問題になるようないじめもあると思うのですよ。だからそういうのを受けながらいじめをなくそう、防止しようという形で「しない、させない、見逃さない」という緊急アピールをしたと思うのですが、1年たってある程度ここは整理をしながら、これからまたさらに拡充していく、あるいはもっとしっかりといじめをなくす体制づくりをしないといけないと思うのですが、教育長はどうですか。この1

年たってみて、例えばいじめがなくなったとは私は思わないのだが、成果として少なくなっているのか、それを受けながら県教育委員会として、各市町村との連携も含めてしっかりとこれを充実させないといけないと思うのですが、その取り組みを今後どのように考えていますか。

○金武正八郎教育長 やはりいじめ、暴力については、「しない、させない、見逃さない」ということは私たちはモットーにして各学校で取り組んでいますが、特に学校の中では例のうるま市の事件を受けて、本当にこういうことが一実際に前兆を全職員でしっかり把握しようという体制づくりが全学校でとられたと思っております。それが一番最初に大事だと思います。いかにそういうものがあるということをしっかり察知をして対処をするかというものが大事ですので、そういうことをまずなされているということと、そういうことをやっていきたいということ。あと1つは、やはり地域の親の会とか、地域のある特定の一子供たちもある特定の子供が限られている場合もあるのですよ、課題がある。その子供たちについてマンツーマンで地域のこと、関係機関と手を取り合ってサポートをして、学校の中で有意義な生活ができるような形をサポートしていくという体制も今とっています。そういうことを含めながら、いじめの解消には取り組んでいきたいと思っています。

○佐喜真淳委員 皆さんの処理方針の中にある3番目、いじめ防止条例というのがあって、研究してまいりたいという考えのもとは1年一多分、研究成果というか今後の取り組みに向けて、例えば制定するのかしないのか、あるいは今後とも研究しながら、結論から言うといじめ防止に対して、そういう条例が必要なのかどうかも含めてですが、どうですか。研究成果でもいいですから。

**○上原敏彦義務教育課長** それにつきましてはまだ研究中でございまして、他 都道府県の動向ともしっかり把握しないといけないと考えております。

○佐喜真淳委員 多分、私は前回もその話をしたと思うのですが、他都道府県の動向というよりも、やはり「しない、させない、見逃さない」という前提の中で皆さんが一歩踏み込んで、このいじめに対してどういうことを取り組んでいくか、他都道府県の動向というのは他都道府県がやるから我々もやるのではなくて、他都道府県の条例によって少しは改善されているのであれば、それは積極的に取り組むべきだし、場合によっては1年たったわけですから、ある程度の積み上げがあってもいいと思うのです。しかし、今の話からすると、積み

上げどころか、やったかやらないかわからないものですから、もう少し具体的にどういう取り組みをしたかということを踏まえて説明をお願いできますか。

○西銘純恵副委員長 委員長が戻りましたので、委員長と交代いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長、委員長席に着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

- **○上原敏彦義務教育課長** そのいじめ防止条例につきましては、内容等につきましても市町村の責任と役割、それから学校、社会教育施設の責任と役割ですね。それから家庭、それとまた県の責任と役割等がございますので、その辺の役割とか責任等について明確にしながら、今後とも検討していきたいと考えております。
- **○佐喜真淳委員** 参考までにお聞きしたいのですが、他都道府県ということがあり、このいじめ防止条例が制定されている県もあると思うのですね。類似しているものでもよろしいですし、制定されている県が幾つあるのか、そして皆さんが他都道府県の研修に行かれたかも含めて、1年間の取り組みをもう少し具体的にお話しできますか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** 現在、兵庫県の小野市のみが平成19年に条例を制定 していると、県のものはないと考えております。
- ○佐喜真淳委員 似たようなものもないということですか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** 県としてのものはないと思います。
- **○佐喜真淳委員** いずれにしても、私はこの一昨年の事件を受けて、当然市町村も含めて県がしっかりとイニシアチブをとっていただいて、最近でもスーパーマーケットで小さな子が、本当に親のちょっとしたすきに、あってはならない事件が起こりました。東京都に行ったときも小学校の皆さんが、これは何ていうのかな、防犯ベルをほとんどの子がやっているのですよ。沖縄県において

もそこはどういう対応をするかというのはちょっとわからないのですが、やは り事前に防止するということが一番大切ですから、そのあたりは鋭意研究して いただきながら、条例を制定するしないも含めてですが、積極的に県教育委員 会が関与していただきますよう要望しておきますが、もしその件で教育長の決 意があればお願いします。

**○金武正八郎教育長** うるま市のことにつきましては、二度とあってはならないことでありますし、やはりいじめと暴力については許されないものでありますので、まず大事なことは、そういうことがあるということを察知することがまず大事ですので、そういうことをしっかりと把握できるような体制づくりを強く構築していきたいと思っています。

○佐喜真淳委員 ぜひ継続的に、積極的に取り組んでください。

続きまして陳情第10号、75ページですが、「国立沖縄青少年交流の家」存続に関する陳情ですが、処理方針では、一応国に存続を求めるような、訴えていくというお話ですが、国は今どのように一そう訴えて、結果として今どういう感じですか。

○親川實生涯学習振興課長 去る2月ですか、文部科学省にある国立青少年教育施設のあり方に関する検討会、これが報告書を出しております。その中でいろいろと仕分け事業とか、あるいは閣議等の方針が出ました。その意向を受けて、文部科学省内でこのあり方検討委員会で議論を重ねたと。その中で今後の国立青年教育施設の目指す姿として、ナショナルセンターの機能、これは具体的には東京都の本部だと思うのですが、そこにおいての青少年教育の一つの企画・立案する頭脳は強化したいという提言が載っております。それから効率・効果的な施設の配置ということで、ブロックごとに核となる施設を置いて、そしてこの施設のまたその中に、例えば九州ブロックがありましたら、仮に沖縄県が入ったとしたら、この地域の特性を生かすような青少年教育を行う施設をというこの大きな姿を、今、中間報告の提言の中でいたしております。

**〇佐喜真淳委員** 大きなと言うが、では沖縄青少年交流の家が政府としてのいわゆる存続、あるいは廃止という、あるいは各地方自治体に移管するという方向はまだ出ていないということですか。

○親川實生涯学習振興課長 具体的にその方向性はまだ示されておりません。

O佐喜真淳委員 だからやはり政府は、廃止に向けた検討をするとかいう方針も出ているというか、ですから私は今回の大震災も含めて、ある意味ここを積極的に活用できるものを受け入れ体制─まあ、これは後ほど議題になると思いますが、県の教育委員会がしっかりとここは国が持つべき施設だということも含めて、やはりしっかりと交渉しないといけないと思うのですよ。決まった後にやるのではなくて、決まる前に積極的に動いてほしいというのが私の要望ですから、教育長はこのあたりはどうですか。

○金武正八郎教育長 渡嘉敷村にある国立沖縄青少年交流の家は、本県の子供たちの人材育成に大きな役割を果たしてきております。また、渡嘉敷村の財政にも大きな影響力がありますので、やはり存続は必要だと考えております。そのために今、私たちも全国都道府県教育長協議会にも沖縄県から提案をして、ぜひこれは存続していただきたいということを要求しております。ただ大きな問題は、国が自治体、そして民間移管という形で出しているのが今の大きな方針ですので、そのときに沖縄県として受け入れることがなかなか難しいだろうと、それで私たちとしては、離島振興の立場から新たな沖縄振興計画の中にそういう文言を少し入れられないかなという形で今、沖縄特例として、そういう形で入れられないかなということを今研究しているところでございます。とにかく大切であるし、守らなくてはいけないという認識は持っております。

○佐喜真淳委員 ぜひ頑張っていただきたいと思います。

続きまして、次のページになりますが、76ページの赤がわら屋根施工に関する技能の保存・継承・発展ですが、まず琉球赤がわら施工技能評価制度を皆さんは助成しながら、これは平成23年度で切れるということですが、この成果というのはどのようにとらえていますか、皆さんの評価。

**○大城慧文化課長** この技能評価試験ですが、これは県観光商工部の雇用労政課というところが助成をしています。平成19年度からスタートしたということを伺っております。

**○佐喜真淳委員** 県教育委員会としては、これは評価とかそういうものはしていないということですか。実施しているのはわかるのだけど、いわゆる赤がわらの技能士を育成する、あるいはそういう伝統的な赤がわらをしっかりと継承するに当たってのこの制度そのものを評価しているか、していないのかという

話をしているのですが。

- **○大城慧文化課長** 評価しております。
- **〇佐喜真淳委員** それで、これは中身はどのようになって、どういう人材育成 につながっていっているのですか。わからなければいいが、わかるのであれば 教えてください。
- ○大城慧文化課長 沖縄県では本県特有の職業技能の継承、発展ですね、そういった促進、あるいは労働者の雇用の安定及び関連産業の活性化を図るため、平成19年度3月に技能評価の認定制度を創設したということを伺っております。現在、このかわらぶきの作業にかかわる認定をされた数ですが、かわらぶきの場合には1級ということで14名の方が認定をされていると。それからしっくい塗りの作業がありますが、これにつきましては1級が18名、それから2級というものがありまして、それが2名ということで今認定されている状況でございます。
- ○佐喜真淳委員 これは県教育委員会で陳情処理方針が決定されていますからお伺いしているのですが、要旨の中では、「当組合は発足したが、その背景には現在の工事受注体系において、技能者は末端に位置づけられていることが多く、収入が低く、将来の後継者である若者に魅力ある職種ではない」と書いてあるのです。だからそこはやはり魅力ある職業として、あるいは沖縄の伝統的な文化というかそういう建物も含めてですが、やはり継続的にするためには、この人たちがしっかりと人材育成というか仕事ができていないと若者が育たないと思うのです、人材がね。処理方針を見ていると、なかなかよくわからないのは、今後どういう取り組みをして、例えば観光商工部でもいいのですが、皆さんが連携をとってどういう方針でこの赤がわらというか、あるいは人材を育てていく考え方を持っているか、お答え願えますか。
- ○大城慧文化課長 沖縄県教育委員会文化課としましては、特に文化財指定になっております建造物等々の保存、修理につきましては、当然、かわら職人等の必要性は十分感じております。ただ、文化財指定の修理につきましては、件数的にはそんなにたくさん出ているということがないというのが一つのネックではあるのですが、ただ今後、そういった保存、修理等がありましたら、こういった組合等にも連絡をとりながら、できるだけそういった作業にかかるよう

な声かけをしていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 まさにそのとおりだと思うのですよ。やはり国指定、県指定というのはそんなに数がないし、一方でこれは仕事がないと技能士というのは生活できなくなるわけだから、やはりそこは、例えば観光商工部とか土木建築部と連携をとりながら、那覇市なんかは赤がわらを推進していますし、ある意味そういうところに許容範囲というウィングを広げるような、組合に赴いて、どういう形でこの人材育成も含めて赤がわらを推進していくかという新たな方針を、教育委員会だけではなくて観光商工部の分野においてもやはり沖縄は本土とは違って、赤がわらのほうが特徴ある建物ですから、そのあたりはやはり横断的にやるべきだと私は思うのですが、教育長はどうですか。

○金武正八郎教育長 赤がわらは沖縄独特の特色あるものだと思っておりますし、やはり文化財の保存、継承においても重要な役割を果たしますので、今、文化課長がおっしゃったように、文化財の業務は少ないですが、赤がわらを使っている―かわらぶきはありますので、観光商工部、それから関係部局と調整をして、そういう職人がしっかりと確保できるような、そういうことについて話し合いをしてみたいと思っております。

○佐喜真淳委員 陳情第34号では、ポスト沖縄振興計画とかそういうものに、保育園や保育所、給食費とかの無料化という話もありました。私はいいことだと思うのです。一方で、やはりそこの環境というか、沖縄独特の文化を継承するに当たってこの赤がわらというのは沖縄にしかない建物ですから、少しだけではなくてもう少し積極的に、むしろ沖縄振興計画の中にしっかりと組み込んで沖縄の独自性を出す、そしてそこが観光にも寄与していくし、人材育成にも雇用の拡充にも広がっていくというような施策をすべきだと思うのですよ。そういうことからすると、むしろ教育委員会だけではなくてやはり企画部も含めて、ある程度この見直すべきところは見直して、しっかりと積極的にやるべきところをやる必要があると思うのですが、教育長、もう一度お願いできますか。

**〇金武正八郎教育長** 関係部局にそういうことについて投げかけて、情報交換をしてまいりたいと思っています。

**○佐喜真淳委員** そこは皆さんはまたこれを横断的に議論をして、政府にいろいるとポスト沖縄振興計画に向けて当たっていくはずですから、そのあたりは

やはり県教育委員会がしっかりとイニシアチブをとっていただいて、この赤が わらに対して、ここは今の子供たちもしっかりと目に見えて、沖縄の独特な文 化というものが目に見えてわかるような赤がわらがあれば、そこはまた沖縄の 誇りにもなるし、そのあたりをぜひやっていただきたいと思います。これは要 望しておきます。

最後になりますが継続の陳情平成20年第64号、5ページ。「戦争のできる国 民づくり」教育に反対する陳情、多分去年のこの時期だったと思うのですが、 以前にも私は確認したのです。学校教育現場において、国旗、国歌というもの が行事などにおいてしっかりと掲揚し合唱もするということで、ほぼ100%そ れは達しているというのが前回の御答弁でした。それに変わりはないですか。

- ○諸見里明県立学校教育課長 おっしゃるとおり、100%に変わりはないです。
- **〇佐喜真淳委員** 100%であるにしても、例えば国旗は掲揚して見ればわかる、 国歌は別なのです。教えてもらわないと子供たちは歌えないのですよ。強制で はないにしても、歌う、歌わない権利というのは子供たちは持っていると思う のですよ。これをだれが教えるかといったら、学校現場においては教師しかい らっしゃらないと思うのです。そうですよね。
- ○金武正八郎教育長 そのとおりです。
- ○佐喜真淳委員 私は常に思うのが、毎年いろいろな行事に出てきて子供たちは校歌はよく歌うのですよ、大声を出して。胸を張って歌っていること自体は私は誇りに思うし、やはり学校というのは、そこを卒業すると学校に対する愛着とか、誇りというものも出てくる。残念ながら、私は式典の中で君が代という国歌に関して今まで聞いたことがないのですよ。要するに子供たちが歌っている、教職員の方々も歌っているということを見たことがないのですよ。私はそこを考えたときに、多分子供たちは歌の歌詞すら知らないのではないかと思うのですが、それを調査したことはありますか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** 小・中学校においては、学習指導要領の中に指導するようにということでありますので、基本的な形で学校には指導するようにということでお願いしてございます。
- ○佐喜真淳委員 いや、そうではなくて、私はここ数年間見てきたときに、例

えばそれが歌っている人たちがふえれば、ある程度指導が通っているのだろうなと思います。例えば先生方が歌っているのであれば、そこは少なくともそういうところが浸透していると思うのですが、しかし一向に変わってこない現実があるのですよ。だから県教育委員会として、そこはしっかりと調査すべきではないかということを今言っているのです。

- **〇諸見里明県立学校教育課長** 調査自体は毎年やっているとおりです。
- ○佐喜真淳委員 調査はやっているということで理解していいのですか。では、 校数というのは調査で数字的に出ているのですか。
- **○諸見里明県立学校教育課長** 県立学校教育課で実施している調査によりましたら、国旗掲揚の実施状況は、小・中・高等学校100%、それから国歌斉唱の 実施状況も小学校99.8%、中学校99.8%、高等学校99.8%という調査結果がきております。
- ○佐喜真淳委員 そうではなくて、式典ではそうするのですよ。歌っていない 高等学校や教師がいらっしゃるものですから、例えば学校で教えているのかど うかの調査をしたことがあるかと聞いているのですよ。やっていなかったらや っていないでいいのですよ。
- **○上原敏彦義務教育課長** 学習指導要領にありますので、各学校で指導しているものと認識しております。
- **〇佐喜真淳委員** 要するに調査はしていないということなのですよね、端的に言えば。
- **○上原敏彦義務教育課長** 先ほど申し上げましたが、学習指導要領にありますので、やっているものととらえております。
- ○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から執行部に対して調査の有無を正確に答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

**〇上原敏彦義務教育課長** 先ほどの行事の中で国歌を歌っているということで、一応調査の中で99%ということでありますが、確実に歌っているとかそういうことの調査ではございません。指導はしっかりしております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から教育現場での国歌の指導状況を調査したことがあるのか答弁するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

**〇上原敏彦義務教育課長** 済みません、それはやっておりません。

**○佐喜真淳委員** 確かにこの歌う、歌わないは御本人の自由なのでしょう。しかしそこは歌えるような環境をつくって初めて、これは嫌だとかいうのはわかります。ただ、ここ数年を見たときに、少なくとも学校現場において子供たちが堂々と歌えない状況なのです。ですからぜひここはしっかりと調べるというかチェックというか、調査をすべきだと思います。そのあたりはどうですか。

○金武正八郎教育長 国歌の指導については学習指導要領に定められておりますので、適切に学校としてはこれをやらなくてはいけませんし、実施しているものだと認識しております。ただ、その行事についても、国旗を掲揚して国歌を斉唱するということについては、これは学習指導要領にも定められておりますので、各学校はそれについてやっているものと思っています。それについてもまた調査をしております。国旗を掲揚しているか、国歌を斉唱しているかについては毎年これは調査をして、これは私たちもちゃんと把握しております。

○佐喜真淳委員 昨年、美ら島沖縄総体2010がございました。日本全国から若人の方々が集い、そして沖縄の地において各競技において、競技をしながら友情も深めてきたと思います。その表彰式とかのときに、本来ならば本土の方々、教員あるいは生徒が立ってしっかりと国旗掲揚、国歌を歌う。一部だとは思う

のですが、沖縄の先生方がそれに対して座った状況でやっているということが 耳に入るのですよ。そういうことを考えたときに、私はやはりしっかりとこの あたりは、今は国難だと言われている現状の中において、ある意味この教育と いうものを土台から考えたときに、こういうことをしっかりと指導をやるべき だと私は思うのですよ。教育長はどうですか。

○金武正八郎教育長 国旗と国歌につきましては、学習指導要領にもしっかりと定められて、行事にはしっかりと掲揚して斉唱するようにと定められておりますので、私たちは学校教育の中で、カリキュラムの中で指導をやるのは教員の責務であるし、またやってもらっていると認識しております。

○佐喜真淳委員 金武教育長も今回、3月で引退ですので、できるだけ私は本当はこれは継続的に皆さんに確認はしていきたいのですが、やはり私ども日本人という一つの国家観の中においては、やはり沖縄もしっかりとそういうことを教育の現場で浸透させていく、あるいは勉強させていく、しかしこの勉強すらできない現状をつくってはいけないと思うのですよ。判断するのは子供たちでいいと思います。しかしそこをあえて、みずから現場においてここを教えないという環境が私はアブノーマルだと思うのですよ。だからできるだけというよりも、むしろ教育委員会がそのあたりを強い姿勢でもって、大城教育指導統括監が今度教育長になると思いますが、しっかりと引き継いでここは沖縄県においてもそこは政争の具ではなくて、教育の現場で教育者の視点で、そして未来の子供たちが大人に成長する過程において、こういうことを教えていただきたいと思いますので、ぜひそこは大城教育指導統括監、どうですか。

**○大城浩教育指導統括監** まだ私は3月29日の県議会で選任されておりませんので、今の御質疑には答えることはできませんが、少なくとも今、私どもの思いは、やはり学習指導要領等々についてのとらえ方をしっかりと現場に伝えていきたいという思いでございます。

○佐喜真淳委員 別に私は一当然、教育長にはまだなられていないし、承認もされていませんから、ただ統括監という一つのポジションをなされている大城教育指導統括監ということでお聞きしますし、引き継ぐ段階においてしっかりと金武教育長から今、私が質疑したことを引き継がれると思いますが、やはりそこは全庁的というよりも、むしろ県教育委員会の中でしっかりとここは教育現場、そして子供たちを考えたときに、やるべきことをやってほしいというこ

となのですよ。美ら島沖縄総体2010の中において、沖縄県の教育者だけ座る現状を見たときに、本当にそれでいいのかということも含めて議論をしていただきたい。議論というよりも、やるのですよ。やってもらわないと困る。そういうことを強く要望して、またこの問題を取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 比嘉京子委員。
- **〇比嘉京子委員** まず37ページの陳情平成21年第193号、ブラジルの沖縄三線の問題ですが、私は質疑をしたことないのですが、その後、何か進展がないから傍線引きがないのだろうと思うのですが、このことについてどういう取り組みをされて、今現在どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。
- ○大城慧文化課長 ブラジルにある沖縄三線の鑑定ということですが、具体的にはそれ以後、そういうお話はないのですが、今年度、世界のウチナーンチュ大会とかございますので、その際にもし向こうから沖縄に持ちこんでいただくとかいろいろあれば、三線の鑑定をされる先生方がいらっしゃいますので、そこで見ていただくとかという方法はいろいろあると思います。
- **〇比嘉京子委員** そのことについて、訴えられている西原さん等に連絡なり、 またぜひ持ってきてもらいたいなり、そういう働きかけをする予定はございま すか。
- **○大城慧文化課長** もしそのような話がありましたら、沖縄ブラジル協会の西原会長にもそういうお話をして、できるだけこちらに運んでいただけるのでしたら、そういった形で鑑定をしていきたいと思っております。
- **〇比嘉京子委員** これは平成21年の陳情でございますので、ぜひ今回、いいチャンスだと思いますので、このような趣旨に沿った鑑定、または保存等ができるようにお願いしたいと思います。

次に76ページの、先ほど佐喜真委員からもありました赤がわらについてですが、これは土木委員会の陳情に1から3まで入っていて、4番目が一だから第30号の2になっているのは、4だけが教育委員会にきているわけなのです。それで1、2、3は土木委員会に行っているのだろうと思いますが、その中身に

ついてですが、特に私がきょうお聞きしたいことは、皆さんの処理概要の中で 積極的に支援をしているということの、どういう支援なのかということをまず お聞きしたいと思います。

○大城慧文化課長 文化財の保存、修理に限定してのお話になると思いますが、 今、近いところでは壷屋にあります新垣家の住宅とか、それから渡名喜島では 伝統的建造物で古い集落の家屋の建てかえといいますか、それをやっておりま すし、また竹富島でも伝統的な建造物の保存、修理をしております。そういっ たような文化財につきましては、当然、赤がわらのふきかえとかも出てきます ので、そういった意味では、そういった専門の職人が入っていっているという ことで認識しております。

**○比嘉京子委員** 2番目に要望の2点目は、技能の保存と継承ということが特にそれにまつわる、言ってみれば技能の保存、継承の仕組みづくりをお願いしたいと書いてありますよね。それについて明確な答弁になっていないと思うのですが、そこについてはどうですか。

○大城慧文化課長 具体的といいますか、県教育委員会で保存技術の育成のための研修とかというのは現在はないのですが、それにつきましては、先ほど観光商工部ですか、雇用労政課で一定の期間、そういった研修等をしまして、それで認定をしているということが仕組みづくりの一つだと思うのですが、ただ、私たちとしてはやはり文化財の保存、修理がこれからどんどん出てきますので、その際にはそういった雇用労政課の認定した職人、今回はしっくいの組合ですが、そういったところにも働きかけて、そういった作業に当たってもらうということの方法はできると思います。

**〇比嘉京子委員** この技能の保存と継承というのは、部署が違うのだという理解でいいのですか。

○大城慧文化課長 はい、そのとおりでございます。

**〇比嘉京子委員** わかりました、これについては終わります。次、80ページの陳情第44号、先ほどから質疑が幾つかありますので、重複を避けて質疑をしたいと思います。私はこれまでの皆さんがテスト等をやっているものに、新たに学年を加えるわけですよね。加えることによって、例えばマイナス面とか、そ

れからデメリットというのかな、それについてどういうことが起こり得るのかという議論はされたのでしょうか。また、されたとしたらどういう議論があったのでしょうか。

- **〇上原敏彦義務教育課長** 次年度からですのでメリット、デメリット等についてはまだ検討しておりません。
- **〇比嘉京子委員** 何かをやろうとするときに、自分たちの趣旨というか、自分 たちとしてはこれが目的ですが、その目的以外にマイナス点としては何か起こ り得ないのかどうかというような議論がないままに、実験的にやるのですか。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的に児童一人一人の基礎的・基本的な知識、技能とか、その活用能力等を調査することが目的ですので、それをもとにさらに必要な思考力、判断力等がどの程度子供たちに身についているのか、その辺を調査するということです。
- 〇比嘉京子委員 先ほどと重複する答弁は十分に聞いておりますのでいいと思うのですが、目的はわかっているのですよ。朝からずっと質疑がありますからね。それについて、今ここで陳情している人たちがテスト主義であるとか、低年齢化で子供たちの学ぶ意欲の低下につながらないかとかといろいろ書いてあるわけなのですよ。ですから、皆さんとしてはそういう指摘がある中で、そういうデメリットが予想されると認識しているのか、していないのか、されるとしたらそれを最小限にしようということを考えられているのか、考えられていないのか、またそういうことよりも、むしろやることが大きな意味なのだということに結論づけてやろうとしているのか、そういう過程が見えないのでこのような質疑をしているわけなのです。ですから先ほどお聞きしたら、そういうことは議論していないという理解でいいですね。
- **○上原敏彦義務教育課長** 先ほども申し上げましたが、子供たち一人一人にきめ細かな指導をやるということで、それで小学校3年生と5年生という形で、やはりそれぞれの小さなステップで子供たちの実態を把握するという、そういう必要性もあるということで実施します。
- **〇比嘉京子委員** 今までは小学校3年生も5年生も中学校2年生もやらないで、そのやらなかったこれまでのときというのは、子供たちの一人一人の到達

点や学びや、それからチェックができていなかったのですかということにもなるわけなのですよ。次年度からやるわけだから。では今までは十分にこれが把握されていないという皆さんの理解のもとに、平成23年にはそれをやるのですかという質疑です。

**○上原敏彦義務教育課長** これまでは小学校3年生、5年生については、全県的な客観的にそういう統一したものはありませんでしたので、それで4年生をさらに3年生と5年生という形で、2学年に分けて個々の子供たちの実態をしっかりと把握すると、それを授業に役立てるという形になると考えております。

〇比嘉京子委員 ではこれまでやってきたことの不十分さを補完するために平成23年度はプラスアルファするのだという理解でいいですか。よくわからないのですよ。なぜかというと、例えば皆さんが単元が終わるたびに子供たちはテストしてますよね。単元の。そしたらこの子がどうなんだというのは、例えば1年生、2年生の力を3年生の入り口でチェックすると朝からおっしゃっているわけなのですよ。では1年生、2年生の段階に、1年生の単元が終わるたびにチェックしているわけだから、そのときは手当てをしていないのかいるのか。3年生になってやるということはもはや一、二年分の、2年間分のチェックを3年目にやろうということなのですよ。私からすると、単元ごとにチェックもしていますよね。それから現場にお聞きすると、言ってみれば教材費を出した、いわゆる業者のテストも年にやっているわけですよね。皆さんは先ほどからそれに、国がやる学力テストがあるわけですよね。ですから単元ごとの一、二年のそれぞれの単元ごとに合っているテストもある中で、子供の一人一人の到達点とか、それからどのところでつまづいているのかというのは、その都度見えていないですかと聞きたいのです。

**○上原敏彦義務教育課長** 各学校の先生方は一人一人の子供たちの実態を把握していると思いますが、それをより客観的な形で把握し、県全体、学校全体、市町村それから県全体を把握するという意味で、こういう形で考えております。

○比嘉京子委員 同じことで堂々めぐりしたくないのですよ。だから、皆さんが今客観的にというところが問題なのですよ。では皆さんがここで言っている答えが、答えにすべてがなっていないので質問しているのですね。ここで言う、例えば、現行のこれ以上拡大させないことという答えもないし、それからなぜ私がこの質問をしているかというと、本当にこのテストを入れなければ客観的

なデータはないのですかと聞いたのですよ、最初に。客観的なデータはないのですかと聞いたら、プラスしてやることに意味があるのだとおっしゃるので、ではことしまではデータがなかったのですか、とまで聞いたのですよ。ことしまでもデータがない中で皆さんは生徒一人一人の把握が十分にできていなかったのですかと。そのことにも答えが明確ではないのですよ。ではどれを我々は一なぜこのことが皆さんの中でされようとしているのかということを、私たちは何をとらえたらいいのかわからなくなるではないですか。子供たちが今置かれている中で、皆さんがこのテストづけを今みんなが危惧している側面はないのですかと言ったらば、それはやってみないとわからないと冒頭でおっしゃってこの議論になっているわけなのですよ。どうなのですか。

ではですね、このテストのマイナス点として、2番目のいわゆる一今皆さん は先ほどから子供一人一人の学びのチェックを客観的に入れるのだとおっしゃ っているわけです。この趣旨はいいと思うのですよ。どこかで入れなければい けないのだろうから、いい。だけど皆さんが趣旨としているところ以外の問題 点が派生するということの危惧を言っているわけなのです。皆さんは一人一人 をチェックして、個々の対応をよくしたいと思ってこのテストをやるわけです よ。だけど、このテストをやることによって学校間の競争、それから教師間の 競争、それから親も一緒になって、今や学力テストというのは、地域を挙げて 市町村を挙げて、競争の世界にもはや入っているわけなのですよ。そのことを 国がやるものも入れながら皆さんもまた、学年をもっとふやすのですかという 話なのですよ。だからこれは、皆さんが趣旨としているところ以外の問題が派 生するのではないですかという話なのですよ。どうですかね。皆さんは個々の ことを見たい。だけど、これは学校からの集計を県が出すものだから、どうし てもこの競争がついてくるわけですよ、もはや。だからこの2番目が学校や学 級単位にとどめておくことで、生徒の力を見きわめることの客観性はできるの ではないですかということなのです。そうですよね。一人一人の力を見るため には、県が全部まとめて見なくてもいいわけでしょう。そのことをやることに よって、結局は競争をあおるような現場は、皆さんの趣旨とは違う状況に陥っ ているわけでしょう。そのことの認識はありますか。

**○金武正八郎教育長** 私が前にも申し上げましたように、テストは子供たちの 到達度、そして課題、そういうものを見つけてどう手当てしていくかというた めにやるものでございます。ですからそのテストをやることによって、順位づ けとかそういうことになっていることも一面あります。それはあります。私た ちが県として、全沖縄県一斉にやるというテストは、なぜそれをやるかという

と、小・中学校の各担任ごとにもいろいろ、単元ごとに一生懸命テストをやっ ております。プリントをやったりですね。やっておりますが、それをやるのは つまり教育の機会均等―同じような内容がしっかりなされているかと。つまり 教師によって得意の分野、力点を入れる部分いろいろ違いますので、やはり全 県的なものを見ることによって、その教師一人一人が自分の学校、学級、そし て学年が、どういうことが一県がつくった問題に対してどの辺が足りなかった かということを吟味することは重要なことだと思います。特にこの全国学力学 習状況調査が第1回目に調査されたときに沖縄県が最下位になったことは大シ ョックでした。それはなぜかというと、要するにそのころに沖縄県のやってい た視点がある程度国のやっている視点と違っているということは、間違いでは なくて表現力とか思考力、判断力、そういうところに視点を置くと。私たちは これまでは基礎的、基本的なことをしっかり身につけさせようということで、 やった視点があるわけです。やはりそこの面が必要だなということでやってい るわけです。ですから、県が全体でなぜやるかというのは、県全体で、県がつ くる問題について各学校、しっかりこういう一標準化といいますか平準化とい いますか、そういう視点で取り組んでいただきたいという視点がここに入って いるわけです。だから、委員の皆さんがおっしゃっているように、テストをす ることによって学力を上げるのではなくて、テストをすることによって一人一 人のケアをしていくという視点なのです。ただ、おっしゃるようにテストによ って今沖縄県は最後だとか、それからうちの子供は何番だとかいう形で、そう いうことがつきまとうこともこれはあります。だからそういうことがないよう に、そしてまた学校の先生方がそれに向けて―本質は子供たちのケアをするこ とがテストですので、このテスト対策に陥らないように、そういうところを配 慮することが私たちの大きな課題だと思っています。そういう面は努力してま いりたいと思います。今回の調査についても、1年生、2年生の学力をしっか り県として3年生で確認して、全学校で県としてある方向性をもって頑張ろう というために設けるものでございます。

○比嘉京子委員 あのですね教育長、先生方の客観的な査定をするためにやるのですか、それとも生徒─先ほどから義務教育課長は、一人一人の生徒の客観的な見きわめをしたいんだということが、朝からずっと繰り返されているわけです。でも答えの中には両方書いてあるのですね。教師の問題と生徒の問題両方書いてあると思うのですがね。今まではできなかったのかと逆に朝冒頭で質問したのは、今までどおりのこと以上に加えるということがどういう意味を持つのですかということを明確にしないから、こういう議論になっているわけで

すよ。だから皆さん自身がやるからには、何のために、だれのために、何をすべきなのかということが十分議論されているかどうか。でなければこれは目的は達成されないわけですよね。だから最初に聞いたらないわけですよ。議論されていないというからこうなっているのですよ。ですから、何のために今まで以上にプラスアルファをするのですか。もう一度。

○金武正八郎教育長 これまでは4学年でやっておりました。つまり1年生、2年生、3年生という2つの学年に区切って、3年間の成果を一つの区切りとして評価をしていって、子供たちがどこまで達成しているかということをやってまいりました。今回はその長い3年というスパンを一やはり小学校は低学年、中学年、高学年、低学年で大きな課題を解決すべきものがございます。それから中学年で一番課題なのは、特に掛け算とかあるいは一つの数学の大きな山がやってまいります。6年生はまた応用力とかいろいろありますが、私たちとしてはこういう形として一、二年というスパンでやれば、今までよりもさらにきめ細かに手当てができるのではないかなという視点で取り組もうということでございます。

○比嘉京子委員 今の論法でいきますと、毎年やったほうがもっといいということですよ。3年生でやるということは、1年生、2年生の取りこぼしを積み上げた上でやるということですよね。ですから1年目、2年目、3年目で全部やらなくてはいけないわけです。今の論でいくとですよ。そうではないでしょうと。単元単元、小さいところで達成度─この子のどこのつまずきか、もっときめ細かい─だって1回のテストでそれを客観的データで出すということがどれだけ危険なことかというのは、普通考えればわかることではないですか。細かい単元単元のチェックの中でこそ、細かいつまずきというのはわかるわけですよ。一、二年分を全体を網羅したテストを3年目にやって、これで人を査定するとかつまずきをチェックするというのは、先生方だったらもっとおかしいと思われないですか。基本的に。

○金武正八郎教育長 比嘉委員がおっしゃる点もしっかりとやっていますのでそれで十分だと思います。あと1つは、やはり1つの学校、1人の教師でやった場合に、その教師の力点の置き方というのは、やはりその教師の学習指導要領を読むにも、教科書を読むにも、指導する視点についても、やはり教師によってある程度の差はあると思います。同じ教科書でも。それを一県がなぜそういうことをやるかというと、やはり一つの統一的なことをやって、教師が自分

が指導している視点がそれでふさわしいかどうかも点検をしていただけます し、それからこの試験に対して子供たちがどのくらい自分の成果が一子供たち が達成しているかどうかを見ることも大事だと思います。ですから、毎年本当 はやったほうがいいのですが、私たちとしてはやはりこの間隔の中で、妥協点 として中学校2年生と小学校3年生と5年生という形を今出しているわけでご ざいます。

○比嘉京子委員 今のお話を聞いていると、教師が本当に信頼されていないな あと思います。というのは、フィンランドでは教師の一言ってみれば自由度が 物すごく大きい、これは教師の質が高い、教師が社会的に認知されている、尊 敬されているという社会的な構図がある。これはもう否定できません。だから 比較はできませんが、教師のその凹凸を、テストというものを使って皆さんが 次々にやっていくということが現場にどういうことをもたらすのかということ を、財政はかけなくても考え方を変えていく、これはできると私は思っている のですよ。考え方を変える。言ってみれば、今我々の教育というのは、フィン ランドなんかがやっている習得といいますか―習得的な学習と、我々が履修的 な学習をしているわけですよ。日本の教育はそのはざまで非常に不安定なのだ と私は思うのですよ。あそこは着実にわかってこそ進めるわけです。だから、 落第という言葉ではないのですよ。もう一年プラスして10年生をやるとか、発 想がそもそも違うわけです。だけど皆さんはその間の中で、履修で黒板に向か ってやる授業というのも、ほとんどというぐらいないわけなのです、あちらで は。なぜかというと一人一人が学ぶことが義務だからなのです。だけどこの間 の中で、私は子供たちがこの問題は翻弄されすぎると思うからこんな議論をし ているのですよ。なぜかというと、先生方の力量というのは、先生方が単元1 つ終わるたびにテストをすることによって、わからない子供がいる、そのこと が先生方の逆の自分に対する反省にもなるわけだから、必ずこういうテストを やらなくても、日々に先生方はこの子にとってはどういうケアをしなければい けないか、もっともっときめ細かいことは日々の中でわかっているはずなので すよ。だからあえて皆さんがこういうテストをすることそのものが、どういう 意味を持つのかということを議論しているつもりなのです。だからこれは子供 たちのためではなく、先生の標準化とか均質化を図るために重きが置かれて、 これで十分されているのかという今の教育長の答弁だと、そういうことにもな るのですよ。そういう2つの面を持っていると―朝から客観的なデータをとお っしゃる中で、このことは沖縄県の子供たちを本当に意欲的にするか、芽を摘 むかという、私は大きな問題にさえもなると思うのですよ。だから議論してい

るのですが。ですから皆さん、本当に一人一人が充実した学びをしているときに落ちこぼれをいかに少なくしていくかが、全国平均を上げる唯一の手だてなのですよ。落ちこぼれを救っていくことが唯一の手だてですよ。そうですよね。ここは一緒ですよね。つまり上と下の差があるから平均点で沖縄県は上がれないわけですよ。諸外国では下を落とさないように、ボートから落とさないようにやっていくわけだから、そこに人の手がかかっているわけなのですよ。 1 対幾らという加配が。だから基本的には人の配置が必要であり、人を減らすことが大事なわけですよね。だから私はこのテストというのを、私は皆さんが余りにも議論をしていないでおろすのではないか、そういうことをもう一度だけ、どんな意味があってやるのかということを考えていただきたいのですが、どうですか。

○金武正八郎教育長 私たちはやはり最初に申し上げましたように、短いスパンで子供たちの達成度の認識をしっかりして、そして手当てをしていって確かな学力をつけていきたいという思いでこれをつくっております。比嘉委員が今おっしゃった懸念につきましては、決してそういうことにはならないように私たちとしては一やはりこのテストによってもっと魅力ある、子供たちが学びを集中できるような形になるよう取り組んで努力をしてまいりたいと思っております。

**〇比嘉京子委員** 皆さんが意図していないと思うのですよ。意図していないのですが、現場とか親、学校間は最下位になるということを恐れて、その対策に翻弄されているのですよ。その事実から目を背けてはいけないと思うのですよ。どうですか。

**○金武正八郎教育長** この達成度につきましては、県は各学校とか市町村には公表しておりませんので、特に学校自体がこれについては採点をして、学校の評価とかそういうものを県に上げてまいりますので。そういうことで、そういう中で比較をしたりすることはありますが、それが適正に活用できるように、子供たちに生かせるように、私たちとしてはそういう方向でいけるように努力をしてまいりたいと思っております。

**〇比嘉京子委員** 全国学力テストで沖縄県が最下位になったときに、皆さん大変なショックを受けたというお話がありましたよね。これは新聞紙上に載る公表ですよね。だけど、皆さんが県で集約をするということは何をもたらしてい

るかというと、内々にどこが最下位かというのはみんな伝わっているわけなのですよ。そういうことをやらないために、最低限でも私は、集約をしないことなのですよ。県が集約をしないで学校間にこれはおさめて先生方に気づきを与え、生徒に気づきを与える範囲にとどめるのであれば、まだ私はリスクは防げると思うのですよ。だからそうすべきではないかと。そのテストをすることはやむを得ないとしてですよ。議論不足だという指摘はせざるを得ないが。最低でも学校の中にとどめるべきではないかということは、再考の余地はないですか。

○金武正八郎教育長 県としましてはやはり、学校もそれから地域も地区もそれぞれの課題を抱えているときに、やはりそれぞれの支援を求めてまいりますので、そういう支援をするためにも、県は各地域の課題を把握する必要があると思います。ですから、比嘉委員が懸念されていることにつきましては、最大限そういうことに一試験で順序づけをすることについては配慮して、できるだけそういうことが強く出ないように、この市町村の支援をするためにどうするかという形で私たちは資料を求めていきたいと思っています。

○比嘉京子委員 私はすごく曲がった方向に行きつつあると思っているのですよ。この問題というのは。全国学力テストもそうです。悉皆であるということに。沖縄県は非常に積極的にのっていますが、なぜかというと、本当の意味での学びではなくて、その日のときに点数が上がるような学校現場の動きが、そういう気持ちの向け方、そういうことが子供たちが大きくなったときに、あれは一体何だっただろうと思うのですよ。そのときはさせられていてわからなくても。あるいは教師として何だっただろうと絶対思うと思うのですよ。毎日残されていて、テストが終わった翌日から残らなくていというようなことさえも起こってくるし、もっとゆがめて言えば、この子きょう休んでもらいたいとさえも出てくるわけなのですよ。つまり平均点を下げる要素をいかに芽を摘むかというところで、ゆがんだ教育につながっている。そのことを倍増させようとしているような、そういう内容を沖縄県みずからがやるという重大な皆さんの試みだと思うのですよ。思いませんか。

**○金武正八郎教育長** 私たちはそういうことはあってはならないと、そういう面もないように現場を指導していくことが大事だと思っております。またそういうことがないように、そのテストの意義がしっかり達成できるようにいろいろな形で取り組んでまいりたいと思います。

**〇比嘉京子委員** 私はもうぜひやめたほうがいいと思います。生徒のために決してプラスにならない、マイナス面が大きいと。そういうようなあり方が教育の本質だとはとても思えません。ぜひ一考を要すると思いますので再考をお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。休憩いたします。

午後4時9分 休憩午後4時34分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る東北地方 太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応についての審査を行います。

ただいまの議題について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

**○金武正八郎教育長** それでは、東北地方太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応について御説明いたします。

県教育委員会では、沖縄県支援対策本部会議における被災者の受け入れ方針のもと、所管の受け入れ可能施設について修繕の必要性や炊事施設の有無、受け入れ可能期間等の詳細な調査を行い、受け入れ可能数についておおむね把握したところであり、今後、随時受け入れしていくこととしております。

また、学習機会の確保のため、県立学校における児童・生徒の受け入れについても推進しているところであり、小・中学校についても、市町村教育委員会と調整を進めているところであります。

今後、さらに具体的な対応について、詰めていくこととしており、被災者の 支援に万全を期していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、東北地方太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応について質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

- **〇仲村未央委員** 今の教育長の冒頭の説明の中でも、受け入れ可能な施設の調査は基本的にお済みになったということですので、それぞれどれぐらいの受け入れキャパシティーがあるのか御説明お願いします。
- ○前原昌直総務課長 県立学校、高等学校の一時受け入れです。体育館で60校、1校当たり200人で約1万2000人、特別支援学校の体育館で1300名、県立高等学校の武道場で約360名、高等学校セミナーハウスで約800名。次に、総合教育センターの宿泊施設がございます。ここで24名、そして県立高等学校の寄宿舎で224名。教職員住宅がございます。そこで約150名、県立武道館錬成道場で540名、アリーナで600名、青少年の家で約1300名でございます。
- 〇仲村未央委員 今のは足したら何名ですか。
- **○前原昌直総務課長** 長期の滞在が約400名、そして一時短期でございますが、これが1万6300名という状況です。
- **〇仲村未央委員** これは県立の、直接的な管理運営にかかわる施設を上げていただいたと思うのですが、先ほど小・中学校も含めて今調査依頼中ということでしたが、これはまだ上がってこないのですか、数字は。
- **〇前原昌直総務課長** 今のは一時受け入れです。宿泊等含めてのお話でございます。あとは学校への受け入れでございます。
- **〇仲村未央委員** 市町村と、何か調整するとかっておっしゃってましたよね。
- **○上原敏彦義務教育課長** 小・中学校につきましては学校への受け入れで、小学校で全体で1万3000人ぐらいの受け入れが可能だと。中学校で3600人ぐらいですね。そういうことを一応把握しております。

- **〇仲村未央委員** 今、報告いただいた数字は長期滞在、一時的な一言ってみれば滞在的なものだと思うのですね。その施設を利用してということで。実際にその子供たちの教育に係る受け入れとなるとまた全然数が違うのだろうと思うのです。今は施設に対して収容人員がどれぐらいかという枠をおっしゃったのだと思います。それで実際に本当に受け入れ可能な児童・生徒というのはどれぐらいを見ているのか。そういった可能性というのはどのように今調査していらっしゃるのかお尋ねいたします。
- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的に各市町村教育委員会を通しまして、現在教員をふやさないという条件での受け入れということで、先ほど申し上げました小学校で1万3800人ぐらいです。中学校で3600人ということで今とらえております。
- **〇仲村未央委員** 教員をふやさない前提でそれだけの規模の児童・生徒を受け 入れ可能なのですか。
- **〇上原敏彦義務教育課長** それは各市町村教育委員会を通して、調査ではそういう形でなっております。
- 〇仲村未央委員 高等学校はいかがですか。
- **○諸見里明県立学校教育課長** 高等学校では5440名が受け入れ可能です。それから特別支援学校では221名の受け入れが可能という調査結果です。
- **〇仲村未央委員** それも同様に、教員を現状維持のままでそれだけの人数の生徒が受け入れ可能ということですか。
- ○諸見里明県立学校教育課長 はい、そうです。
- **〇仲村未央委員** それで、今その教員をふやさない前提でそれだけの児童・生徒が受け入れられるということが、一定の規模なので、そういう対応については早いのかなと思うのですが、実際に子供たちが来たときにはすぐに転校生という形で受け入れることが現実的に可能なのか、それとも何か手続等を要する時間が必要なのか、そこはいかがでしょう。

- **○上原敏彦義務教育課長** 基本的に特別に何か手続が厳しいとか、かかるとか そういうものではなくて、こういう災害ですので、基本的にまず受け入れて、 それから必要であればまた何か書類を提出するとか、そういう形になると思い ます。
- **〇仲村未央委員** 1万人をはるかに超える数になってきますので、当面この受け入れる場合の、ではどこに寝泊まりして学校に通うのかということと、どうしても切り離せないですよね。寮に入れる子というのは本当にわずかでしょうから、その対応というのはどこが総合的に受け入れの窓口として機能するのか、県教育委員会が主体になって、学校が決まったらその周辺の民泊等々も含めてその関係機関の集約をするのか、それとも家が先でそこに受け入れる学校を後でつけていくのか、そこら辺は本部の中でどういう対応になっていますか。
- **○金武正八郎教育長** これにつきましては、東北地方太平洋沖地震沖縄県支援対策本部というのがございます。知事公室を中心にしてやっていますので、そこで窓口として私たちは向こうから受け入れをして、適切に学校または施設を配置することになっております。
- 〇仲村未央委員 家が先なのですか。
- ○金武正八郎教育長 まず1つは、今情報ではまずお年寄りと子供たちから先に送るという話もありますので、それをホテルにするか、一番収容しやすいのは青少年の家が1300名一挙にやって、食事もそこでできますので、風呂もありますので、そういう形はできます。それから子供たちだけで1人で学校に通うことも、交通手段はいろいろ方法がありますから、別に問題はないと思います。あとはお年寄りの方についてはまた別の方法で対応していただいていると思いますが、基本的にはどういう形でいらっしゃるかわかりませんが、いらしたときにはそこは窓口になって、児童・生徒の学校の就学については私たちが支援をしていくという形をやっております。窓口は向こうにやっていただきます。
- **〇仲村未央委員** これは本当にどちらとも言わず、どっちも大事なので両方を 兼ねて本部が機能するということになろうかと思いますが、やはりその受け入 れる学校というのは非常に子供たちにとっては、大体の時間をそこで過ごすと いう意味では本当に大きなベースになると思うので、非常に県教育委員会の役

割は大きいと思うのですね。それで、先ほど教員の現状の人員でという対応の前提でしたが、教員だけというよりは、むしろその子供たちが被災地から実際には転校してくるので、いろいろ精神的にもダメージがあるでしょうし、あるいは健康状態もどういうことになっているのかというのが非常に気になるわけですね。もしかしたら親元を離れてくる子供たちもいるということも想定されますよね。そういう意味では心理士とかケースワーカーとか、今いる学校の人員だけでは、どうしてもこの専門家のサポートというのは絶対的に必要だと思うのですよ。その部分の、いわゆる教育に当たる教員とまた別にこの専門家の配置とか、そういったものについてはどのように検討されていますか。

○金武正八郎教育長 仲村委員がおっしゃるとおりで、被災地から来る児童・生徒についてはいろいろなケアが必要だと思います。それについては、まずいらしたときは学校に今いる現存のスクールカウンセラー、それを臨時的にここに配置をして心理的ケアをしていて、長期的にもし必要であれば国に要請するなり、県としてどう対応するかということは検討してまいりたいと思います。やはり対応しなくてはいけないと思いますので。

○仲村未央委員 ぜひ、今は教員の加配については当面ないのかもしれませんが、ただそれも人件費がかかりますし、今言う専門家はやはり現況の子供たちに対する、お互い影響し合うはずですので、もちろんそのカウンセラーも全部の学校に十分に行き渡るというのは今でもやはり厳しい状況がありますから、そういう中ではさっき言った一特に関係機関との連携をとる、心理士だけではなくてケースワーカーも含めて、それは先々に見積もって、後で払いはあったにしても、国に対しては想定されることとして要求をどんどん上げておく必要があるだろうなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。

**○奥平一夫委員** 一応概略的なことを聞かせていただきました。それで、受け入れる際の地元の子供たち、つまり受け入れるというか一今回の大震災について、県教育委員会として、沖縄県内の子供たちにどのようなことを今メッセージとして送っていますか。それとも何もやっていませんか。

**〇上原敏彦義務教育課長** 基本的に3月16日付で発送してございますが、各学

校での対応について、例えば亡くなられた方への哀悼の意を表するとか、それから避難生活を余儀なくされている方々の気持ちについて考えるとか、各国の緊急援助隊の救援活動について考えるとか、それから被災された方々へ支援する方法ですね一義援金とか。これは児童会、生徒会とかその辺を活用しまして集めるとか、それから被災された方々のマナーのよさやルールを守る態度など、世界各国から称賛されている規範意識について考えるとか、そういうことを基本的に各学校、もちろん学校長を中心に、先生方へ対して児童・生徒とともにこういう対応をやるようにということでお願いしてございます。

**〇奥平一夫委員** そうですね、やはりそういう被災者への思い、例えばさまざまな日本へ応援に来ている皆さんに対する思いというものをしっかり子供たちには教育としてしっかり伝えていただきたいと思うし、またやはり、いつでもどこでも起こり得る震災だということで、そういう防災的な面からもぜひ教育的に指導していただきたいと思います。

今回これだけ多くの皆さんを受け入れることになるだろうと思いますが、今話している、精神的なダメージを負ったりあるいは健康的な被害を受けた子供たちが来ることもあろうかと思いますので、その辺についての現地の一いわゆる沖縄の子供たちに対する教育的な指導もしっかりやっていただければなと思いますので、私からはこれくらいにしたいと思います。以上です。

- **〇赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。 西銘純恵委員。
- **○西銘純恵委員** 教育長、こんなに受け入れができるんだなと本当に思いましたが、学校の現体制でということをおっしゃったものですから、小学校は1年生、2年生30人学級、あとは40人学級ということで考えていらっしゃるのか、そこら辺について確認したいと思います。
- **○金武正八郎教育長** この調査は学校の中で受け入れられる一今の状況の中で何名受け入れられるかという調査でございます。しかしあるところに生徒がふえてくればそれなりの定数は要求をして獲得できますので、それはそう問題はないと思います。ただ20名いるところに二、三名来てとかいうのは十分できますので。現在のところは大体40名程度という形で学校は出していると思います。
- **〇西銘純恵委員** 今おっしゃったように、やはり被災の子供たちを地元が受け

入れるという状況の中で、クラス人数が40名ぐらいまでと、これは頑張って皆さんが数字を出してきたのではないかなと思うのですが、やはり学校に配置するときには、そんなにきゅうきゅうに受け入れるということにならないような、ある意味では1クラスの人数についても市町村は善意で受け入れますと言っているかもしれないので、やはり教育長としてそれなりにやっていただきたいというのは、これは大事ではないかなと思います。それで、今の教員数ということでおっしゃったのですが、やはり1つの学校に何名のということで入ってくる場合は、プラスアルファの何らかの職員体制がないといけないのではないのかなと思うのですが、そこら辺についてはどのように考えていますか。

○金武正八郎教育長 それにつきましても職員を加配したり、職員の手当てを しっかりとやってまいりたいと思います。これについては国からも定数―40名 を超えたときはしっかりとつけていただきますので、先取りしても大丈夫だと は思っております。現在の調査は現状の中でどうかという話ですので。多く来 ればそれなりに教員の配置、手当てをしたいと思います。

○西銘純恵委員 実際は被災地との受け入れとの関係でどれだけというので出てくると思うのですが、これだけの受け入れを満杯にするのかどうかということも一これは未知数なのかなと思うので、あと多分半年とか長期にわたる教育を受ける場所として沖縄を求められてくるのかなと思うのですよ。長期戦になることも考えて、私は40人ぎりぎりまでやるというのは一今でもそういうクラスってほとんどないのですよね。ですからそこはとても注意が必要だなということで、今加配の部分を指摘をしたのですが。

もう一点ですね。福祉やいろいろな部門との関連で、就学援助。そういうのは受け入れの市町村が就学援助を普通はやるのですが、これは県としてまとめてやれる―これは臨時的な措置ということになるのか、そこら辺をお尋ねします。就学援助です。

**○金武正八郎教育長** この間の沖縄県支援対策本部会議では、まずは丸ごと来ていただきたいと。まず支援はしっかりやりましょうということですので、3カ月については知事もしっかり、いらっしゃった方は対応しようということですので、その間で適切に就学支援が必要な方で、どうしたらできるかということはいろいろ取り組んで、しっかり手当てをしていきたいと思っております。ただ、教材費等についても教科書についてもすべて、教材についても、小・中学校はもちろん無料ですが、高等学校についても、高等学校からしっかり対応

して無償で提供するということも検討しております。

- **○西銘純恵委員** これだけ受け入れが一多分4月も新学期、目の前にありますからそれに向けて受け入れというのは、一度に急速にぽんと来るのではないかと思っているのですが、そういう意味ではその緊急受け入れの体制、教育庁の体制も一定、そこに割かれる覚悟でいないといけないのかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。
- ○金武正八郎教育長 教育庁からも2名支援本部に派遣をして、向こうと連携をとりながらやっております。また教育庁でも義務、県立それぞれ学校でちゃんと対応できるような形でお互いに連絡をし合っているところです。向こうから来たときに、1カ所にくるか、散らばるかによってもありますが、やはりそれだけ学校がありますのでそれぞれで対応できて、あとは困ったことについてどう対応するかという窓口が、教育庁のほうに必要ではないかと思っております。適切に最大限努力をして対応してまいりたいと思っています。
- ○西銘純恵委員 最大限の努力で頑張っていただきたいと思います。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 佐喜真淳委員。
- **○佐喜真淳委員** 本当に国難というか、東北の方々が大変厳しい環境に直面していると、その中で沖縄県の教育委員会の皆様方がしっかりと対応していることに改めて敬意を表しますが、約2万3000人余りの受け入れが小・中・高等学校とできると、特別支援学校もそうなのですが。これは大体いつごろからこういう受け入れは開始されるか、そういう具体的な期間のスタートというのはわかりますか。
- ○金武正八郎教育長 まだ詳しいことは把握していないのですが、沖縄県支援対策本部会議の中でまず3000名について、この3月末から4月初めに向けて、向こうから旅費もすべて、航空賃も食費も持って3カ月の間、第一陣を迎えようとしています。これが子供たちがどのぐらいいて、学校にどれだけ手当てをすべきかということは、その沖縄県支援対策本部会議の中でいろいろと調整をしていくと思いますので、詳しいことはその時点でわかると思います。しかし今、転学している子供一小学校を入れて、きょうの新聞ですかね、御存じのと

おり与那原町で、福島県からきて卒業式を迎える子もいます。こういう形で転入については弾力的にやっていますので、あっちにいてもすぐにここにきて、ここで卒業式を迎えられるとかそういうこともやっていますので、各学校もそれは対応できます。ただ、4月から-3月はもう学校は終わりますので、4月が始まるまでは一つの宿舎にいて、4月以降に対応することになると思います。

○佐喜真淳委員 これは当然、各市町村の協力なくしてはできないと思うのですが、第1陣、第2陣と小・中・高等学校も含めてこちらに来るという前提で、 県教育委員会としては、言葉は悪いけれど振り分けというのかな、環境が整い 次第やると思うのですが、今どういうシミュレーションで─例えば那覇地区を 最初にやるのか中部地区なのか、大まかな計画は立てられているのですか。

**○金武正八郎教育長** 県教育委員会としては、基本的にはその住居が定まった 地点の学校に通ってもらうと。ただ友達関係とか、例えば一つのコミュニティ 一単位で来るときもあるかもしれません。そこについては、そのコミュニティ 一が住居を構えるところから近い学校に送るなり、適切に対応していこうと思 っています。

○佐喜真淳委員 これは人数的には2万3000人とかなりの数の人数ですし、当然、県教育委員会の中だけでは対応できないだろうし、先ほど言ったように、市町村の連携ということからすると、これは市町村を交えての会合というか、あるいは定期的に人数把握も含めて、そういうのをやる予定でいらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 これにつきましては連携をして、お互いにしっかりと課題の解消に対応するためにいろいろと情報を交換しなくてはいけませんので、やはり市町村と連携をとってやってまいりたいと思います。今でも各市町村、市町村教育長協会の会長である那覇市の教育長、それから教育委員長が教育委員会の会長ですので、そこと連携をとって、事務局もそこにありますので、そこを中心にして各市町村の取り組みの情報交換をやっております。また、伊江島も八重山地域も受け入れますという大きな支援がありますので、そことも連携をしっかりととって、適切な支援を私たちもしてまいりたいと思っています。

○佐喜真淳委員 お子さんであり、高校生にしてもまだまだ未成年でございますし、家族で避難する場合も出てくると思いますから、体育館で一時的に避難

するのもいいのですが、基本的にできるのであればしっかりとした家とか、あるいはアパート、あるいはホテルでもいいのですが、そういうことが一余り体育館だと長時間、長い期間は避難できないはずですので、そのあたりは今後、県の対策本部とか、あるいはワーキングチームあたりで整理はされていくと思うのですが、しっかりとこの環境というか学習環境も含めてですが、整えていただきますようお願いしておきます。

- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡嘉敷喜代子委員。
- **○渡嘉敷喜代子委員** 宿泊する居住地を中心としての学校の配置になると思うのですよね。そうすると、やはり学校に対してむらが出てくるわけですよね。 上限が40人になるのかどうかですが、そのあたりは決めていらっしゃいますか。
- **○金武正八郎教育長** 特に上限は決めてございません。その学校に40名を超えれば2学級を設置するという方法で検討してまいります。また教員も配置できますので、今の調査は今の段階ではどれだけかということで、あるところに集まれば、教室があればそれだけの教室を開設して、教員も配置して、そういう対応に努めてまいります。
- ○渡嘉敷喜代子委員 緊急性があって、それは何名というのは決められないと思うのですよ。ところが、受け入れる側にしてみれば、なれないたくさんの子供たちを抱えるということに対しても、教師にとってもまた大変なことだと思うのです。それも教育長が加配を先取りするということでほっとしたのですが、これが長期化する可能性も出てくるわけですよね。そのときに、やはり学級の人数についてもしっかりと位置づけて教師を配置していくということも考えていらっしゃいますよね。
- ○金武正八郎教育長 これは緊急な事態ですからしっかりと対応して、これは国もそれなりの対応をしてくれるものと思っていますし、私たちもしっかりと要求していきたいと思っています。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 県の受け入れが執行部側を中心にということで今ありました が、きのうの福祉保健部とのこの対策の話の中でも、福祉保健部は福祉に関す る、いわゆる高齢者や障害を持っておられる、社会的ハンデを抱えている皆さ んを基本的に受け入れるという話をされておりましたが、この中に先ほどある ように、3県で約3000人が第一陣として来られるだろうと、この中にどれだけ のこういった方々が含まれているかわかりませんが、現実問題として、今、被 災されて非難されている方々は一時的避難なのですよね。もう、にっちもさっ ちもいかないので一時的に避難をしているわけですよ。この状態が長期的にな ると、もう肉体的にも精神的にもダウンをするものですから、結局は近隣の受 け入れてくれる、さらには沖縄県も含めてこういったところに生活の場を移す という形になるだろうと思うのですよ。一時避難であれば向こうのほうがいい に決まっているのですから。ただ、環境が劣悪で大変だという話になっている はずですから、この沖縄に移るということになると、ある一定の期間、生活を ここで行い、そして子供たちの教育が施されるような形での避難になるのでは ないかなという感じがしてならないわけですよ。また、そういう割り振りの仕 方になってくるのではないのかなと。向こうでの仕分けというのですか、どこ に行くのかという仕分けも含めて、身体の状態や子供たちの家庭環境も含めて、 そういう形での仕分けになってくるだろうと思うのですよ。そういう中で、教 育委員会がまずできる部分で子供たちという話がありますが、これは被災地の 教育委員会とは何らかの形でコンタクトをとる必要性があるのではないかなと 私は思うのですよ。沖縄県支援対策本部は当然、受け入れ窓口にはなりますが、 教育環境を整えるということになると、皆さんが専門家ですから。幾ら執行部 が窓口だと言ったところで、ここでできる範囲の具体的なケアや準備すべきも のというのは、皆さん方がある意味では専門家ですから、子供たちの置かれて いる状況をよりいいものにしようということになると、このアプローチは何ら かの形でやって受け入れるという形をつくっておかないと、来てからどうにか しようでは、もうこれは到底間に合わないのではないのかなという感がしない でもないのですよ。ここはどうなのですか、教育長。頭越しとかそういうこと ではなくて、そういうアプローチも必要だと私は見ているのですがどうですか。

○金武正八郎教育長 翁長委員がおっしゃる件につきましても、これから必要な面も出てくると思います。それについても、私たちとしては検討して取り組んでまいりたいと思います。今、向こうの教育委員会から特別支援学校に、ぜひこの子供が行くのでケアをしてほしいという形でメールは幾つかきてございます。そういう情報は入れておりますが、基本的には沖縄県支援対策本部が大

きな窓口として受けて、私たちにこういう支援がほしいと、この子供たちのケアがほしいと、親もいないと、この子たちを見てくれるところはどこがいいのか、どういう形になるかという形で今きていますので、そういう相談を受けながら、私たちは支援できるものはしっかりとやっていきたいと思っています。

○翁長政俊委員 こちらに避難してくるまでに、こういったきめ細かい調査のもとで被災者が入ってくるということは、大変厳しい状況の中で入ってきますから、まずはとるものもとりあえずという形で、沖縄県がいいという形で来られる場合もあるでしょうし、場所によってはきちんと調査をした中でここという話もあるでしょうし、そういう意味では、この執行部と教育委員会との密な連係プレーも重要なのですが、被災地との連絡プレーというのはより密にしていただいて、入ってこられたら即受け入れられるという体制をしっかりとやってもらいたいのですよ。そうすることが、被災者に対しての負担にならないという形になっていくと思いますので。それともう一つ、この子供たちが入ってくると、もろもろの学校というのが対象となりますから、もろもろの学校に対する受け入れ体制みたいなものは当然、教科書の問題から始まっていろいるな問題が出てくるだろうと思うのですよ。こういった問題もこれから全く検討しようと考えているのですか。ある意味ではマニュアルみたいなものを国とやっておられるのですか。文部科学省とやるとか、こういった事前の調査はどうなのですか。

**○上原敏彦義務教育課長** 基本的に国から、例えば教科書等については、県の 教科書供給会社に連絡もありまして、そういう体制をしっかり教科書供給会社 としてもとっていると、そういう確認は得ております。

○翁長政俊委員 沖縄県が今2万人近い方々を受け入れられるというこのオファーの数は、相手側に伝わっていますか。

○金武正八郎教育長 この間の沖縄県支援対策本部会議の中で、そういうことは伝わっていると。つまり向こうの、秋田県の元副知事の方がいらして何名受け入れられるかという形で今調整をして、いろいろとやっております。そういう形は伝わっていると思います。沖縄県知事があれだけ大きな形で声を上げていますので。

○翁長政俊委員 特に大事なのは、被災者側はなかなかこれだけの規模の方を

送りたいというのは、規模的な問題も含めて切り出すのが大変だろうと思っているのですよ。ですから、逆にこっちが準備できるほうが、逆提案をしてこれだけの方ならきちんと対応できますというのを、オファーを出したほうが相手も来やすいだろうと思うのですよ。こういう体制というのは、ぜひ早急にこの体制をつくってもらいたいと。これは沖縄県支援対策本部会議で沖縄県知事にも申し上げて、きちんとやるようなことが大事だと思っていますよ。

○金武正八郎教育長 県教育委員会としては、とにかく向こうからいらした方がどこに住むかというのが一ホテルとか、住宅といっても仕分けするのは大変ですので、県教育委員会としては沖縄県支援対策本部会議に、教育会議は青少年の家のところで1300名、ここはもう食事も畳も入浴もすべてできるような形で1300名は受け付けられますと。それから学校のセミナーハウスは50名で16校で800名、2000名は一挙に受けられますので受け入れて、県立武道館もありますので受け入れて、そこで当面は様子を見て、住居が決まり次第ここへやるということがどうかという形で提案をしています。そういう形で県教育委員会はそういう提案はできますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

○翁長政俊委員 新しい事案が出たから。確かにそうだね、子供たちをまず受け入れてきちんと体制をつくって、一緒に家族もついてくるでしょうが、家族は当分の間離れていても、徐々にそれをならしていくという作業が大事でしょうね。そういう形で頑張られてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 仲田弘毅委員。

〇仲田弘毅委員 教育長、きのうの福祉保健部との話し合いでは、3県一福島県、宮城県、岩手県ですかね、その3県から1000名ずつの緊急の第一陣を迎えると。その中で、どうして沖縄県の医師団が派遣を岩手県に限っているのですかという質疑をしましたら、厚生労働省から沖縄県からの医師団は岩手県だという割り当てだったということなのですよ。子供たちの受け入れは、この3県の中でどこという指定は文部科学省からはありませんか。

○金武正八郎教育長 特にございません。ただ、この間、議員から予算特別委員会で提案がありましたように、各県の一岩手県、宮城県、福島県の教育長には、メールで沖縄県教育庁として体制を整えておりますので御利用くださいと

いう形で、それからそういう体制を整えておりますので活用くださいというメールは送ってございます。

- **〇仲田弘毅委員** いずれ、これは間違いなく沖縄県は受け入れざるを得ないし、また受けて私たち沖縄県もこれだけ一生懸命頑張っているという意思表示が絶対に必要でありますので、観光立県一将来のことも考えながら、この子供たちがまた将来の沖縄のことをやってくれるということを、またぜひ頑張って受け入れ体制に御尽力いただきたいと思います。
- **〇赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から配付資料の数値に誤りがあると指摘があり、 赤嶺委員長から口頭で修正するよう指導がされた。)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監。

- ○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 これは集計の欄がマイナスがあります。これは今、美崎特別支援学校、大平特別支援学校、それから桜野特別支援学校、泡瀬特別支援学校、鏡が丘特別支援学校が一応いっぱいということで、厳しいと一今、各委員のお手元の資料は間違いです。後で差しかえます。
- 〇赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から合計人数だけでも口頭で修正するよう指摘がされた。)

**〇赤嶺昇委員長** 再開いたします。

大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監。

- **〇大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監** 受け入れ可能人数は550人です一済みません、もう少し精査して提出いたします。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

### (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### ○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、東北地方太平洋沖地震に伴う被災者の受け入れを含む対応について の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

# **〇赤嶺昇委員長** 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び請願等の採決の順序及び方法について協議)

### ○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び請願等の採決を行います。

まず初めに、乙第16号議案沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

#### ○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第16号議案沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を 改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

# 〇赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第16号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の条例 議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の条 例議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第28号議案交通事故に関する和解等についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# **〇赤嶺昇委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案交通事故に関する和解等については可決されました。 次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

#### ○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表の とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **〇赤嶺昇委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。 先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情143 件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

> (休憩中に、比嘉委員から陳情第35号については陳情提出者を参考人と して招致し説明を聞くべきであるとの提案がされた。)

#### 〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人招致を議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいた します。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。 休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致についてを議題に追加することについて協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

#### ○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、 直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

参考人招致についてを議題といたします。

陳情第35号「子供の健やかな成長と保育制度を守ることに関する陳情」の審査のため、陳情提出者を次期定例会の本委員会に参考人として出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情提出者を参考人として出席を求めることについて協議 した結果、招致することで意見の一致を見た。)

### ○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第35号について、本委員会に陳情提出者を参考人として出席を求め意見 を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することとし、 その日程及び人選等については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# ○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇